

平成30年11月8日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成27年(ワ)第3201号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成30年8月9日

判 決

5 愛知県豊橋市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 正木 健司

同 小林 唯希

大阪市西区阿波座1丁目10番14号

10 被 告 株式会社コムテックス

同代表者代表取締役 有馬 誠吾

[REDACTED] 被 告 有馬 誠吾

15 被 告 桜井 明

[REDACTED] 被 告 東海 [REDACTED]

[REDACTED] 被 告 猪原 [REDACTED]

20 [REDACTED] 被 告 向野 [REDACTED]

上記6名訴訟代理人弁護士 堀井 敏彦

同 川口 直也

主 文

25 1 被告株式会社コムテックスは、被告東海 [REDACTED] 被告猪原 [REDACTED]、被告

向野 [REDACTED]、被告有馬誠吾及び被告桜井明と連帶して（被告有馬誠吾と

は、1019万0268円及びこれに対する平成27年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で、被告桜井明とは1019万0268円及びこれに対する平成27年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で) 1
5 019万0268円及びこれに対する平成24年11月26日から支
払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告東海 [] は、被告株式会社コムテックス、被告猪原 []、被告
向野 []、被告有馬誠吾及び被告桜井明と連帶して(被告有馬誠吾とは、
1019万0268円及びこれに対する平成27年8月7日から支
10 済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で、被告桜
井明とは1019万0268円及びこれに対する平成27年8月6日
から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で) 1
019万0268円及びこれに対する平成24年11月26日から支
払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

15 3 被告猪原 [] は、被告株式会社コムテックス、被告東海 []、被告
向野 []、被告有馬誠吾及び被告桜井明と連帶して(被告有馬誠吾とは、
1019万0268円及びこれに対する平成27年8月7日から支
20 济みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で、被告桜
井明とは1019万0268円及びこれに対する平成27年8月6日
から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で) 1
019万0268円及びこれに対する平成24年11月26日から支
払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

25 4 被告向野 [] は、被告株式会社コムテックス、被告東海 []、被告
猪原 []、被告有馬誠吾及び被告桜井明と連帶して(被告有馬誠吾とは、
1019万0268円及びこれに対する平成27年8月7日から支
払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で、被告桜

井明とは 1019万0268円及びこれに対する平成27年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で) 1019万0268円及びこれに対する平成24年11月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 5 5. 被告有馬誠吾は、被告株式会社コムテックス、被告東海■、被告猪原■、被告向野■及び被告桜井明と連帶して、1019万0268円及びこれに対する平成27年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 10 6. 被告桜井明は、被告株式会社コムテックス、被告東海■、被告猪原■、被告向野■及び被告有馬誠吾と連帶して(被告有馬誠吾とは、1019万0268円及びこれに対する平成27年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で) 1019万0268円及びこれに対する平成27年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 15 7. 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
8. 訴訟費用は、これを5分し、その2を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。
9. この判決第1項ないし第6項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

被告らは、原告に対し、連帶して、1698万3780円及びこれに対する平成24年11月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の要旨

25 本件は、原告が、商品先物取引法(平成21年7月10日法律74号による改正前の名称は「商品取引所法」。以下条文を適示する場合は、時点を問わず「法」

という。)に基づく商品取引員であった被告株式会社コムテックス(以下「被告会社」という。)との間で商品先物取引委託契約に基づく金・とうもろこし・白金の商品先物取引(以下「本件取引」という。)を行ったところ、被告会社の従業員である被告東海[■] (以下「被告東海」という。), 被告猪原[■] (以下「被告猪原」という。)及び被告向野[■] (以下「被告向野」といい, 被告東海, 被告猪原と併せて「被告従業員ら」という。)による不招請勧誘禁止違反, 適合性原則違反, 説明義務違反, 新規委託者保護義務違反, 実質的一任売買, 過当取引, 指導・助言義務違反, 信任・誠実公正義務違反等の一連の違法行為が存在したとして, 被告従業員らに対し, 不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求として, また, 被告従業員らの不法行為は被告会社の事業の執行についてなされたものであるとして, 被告会社に対し, 民法715条に基づく損害賠償請求として, さらに, 本件取引当時の被告会社の代表取締役であった被告有馬誠吾(以下「被告有馬」という。)及び被告桜井明(以下「被告桜井」という。)には, 被告会社における教育指導体制等の内部統制システム整備・運営義務違反があるとして, 被告桜井及び被告有馬に対し, 会社法429条1項に基づく損害賠償請求として, 本件取引において原告が被った損害について, 連帯して1698万3780円及びこれに対する本件取引の終了の日である平成24年11月26日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

なお, 書証については, 特に断らない限り枝番号を含む。

2 前提事実(当事者間に争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実等。)

(1) 当事者等(原告本人, 被告従業員ら本人, 甲46, 乙84ないし乙86)

ア 原告(昭和49年[■]月[■]日生まれ。本件取引当時は38歳。)は, 平成3年に[■]高校を卒業後,[■]に入社し, その後, 同社を退職して平成15年に原告の父が経営している株式会社[■]

██████████（以下「██████████」という。）に入社し、現在に至るまで専務取締役を務めている。なお、原告は、本件取引以前に商品先物取引を含めた投資の経験はなかった。

イ 被告会社は、国内の公設市場の商品先物取引の受託等を目的とする株式会社である。
5

ウ 被告桜井及び被告有馬は、平成22年6月30日以前から被告会社の代表取締役であった者であり、平成24年7月26日から同年11月26日までの本件取引期間にわたって、その地位にあった者である。

エ 被告東海は、本件取引当時、被告会社の従業員で原告の担当外務員であり、原告に対し、平成24年7月20日（以下、日付を記載する場合に、年の記載を省略して月日のみ記載した場合には、平成24年の日付を指す。）から商品先物取引の勧誘を実行し、8月8日頃まで本件取引の勧誘・受託を行った者である。
10

オ 被告猪原は、本件取引当時、被告会社の従業員で原告の担当外務員であり、原告に対し、8月11日頃から11月20日頃までの本件取引の勧誘・受託を行った者である。
15

カ 被告向野は、本件取引当時、被告会社の従業員で原告の担当外務員であり、原告に対し、11月20日以降の本件取引の勧誘・受託を行い、また、原告から依頼されて本件取引の解約を行った者である。
20

(2) 被告会社に対する行政処分（甲8、甲9）

被告会社は、平成19年2月27日から実施された農林水産省及び経済産業省（以下これらを併せて「主務省」という。）による立入検査の結果、平成20年1月11日、法第236条1項5号に基づく商品取引受託業務の35営業日の停止処分及び法第232条1項に基づく業務改善命令を受けた（以下「本件行政処分」という。）。
25

本件行政処分の処分理由は、法第236条1項5号における法令違反事項

としては、多数の商品取引事故等が発生していた事実を組織的に隠ぺいし、その発生状況等を記載せず、虚偽の事実をもって許可申請を行ったこと、事故等の和解金等を捻出するため、帳簿の作成に関し自己の計算による取引を委託者の計算による取引と偽って作成していたこと、報告徴収に対して、提出した資料に虚偽の内容を記載したことなどであった。

また、法第232条1項の規定に該当する事実としては、役職員が組織的に主務大臣に対する商品取引事故等の虚偽報告を行うなど、法令遵守体制の不備が認められたこと、適合性原則に関し、顧客の財産の状況及び投資可能資金額の確認を十分に行わないまま取引を受託していたものがあり、顧客の適合性に係る社内審査体制に不備が認められたこと、商品取引市場における取引等につき、特定の上場商品構成物品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引等と対当する取引等であってこれらの取引と数量又は期限を同一にしないものの委託を、その取引等を理解していない顧客から受けていたことなどであった。

(3) 原告と被告会社との間の取引

ア　原告は、被告東海から商品先物取引の勧誘を受けた際、損失限定取引（スマートCX）と通常取引の比較と題するパンフレット（乙6。以下「本件パンフレット」という。）を示された。本件パンフレットには、損失限定取引と通常取引についての説明が記載され、損失限定取引については、取引証拠金額について「当社規定証拠金レバレッジ1.1～10倍」、手数料金額について「通常取引手数料（A）×150%」、特徴について「初期投資額以上の損失は発生しない、銘柄や限月が比較的リスクの少ないものに制限される、変動リスクを担保するため多目の証拠金が必要になる」などと記載されている。また、通常取引について、「パーソナルサポートグループ」、「CXテクニカルルーム」、「コールセンター」、「オンライン」という方法があり、「パーソナルサポートグループ」については、取引証拠金額につい

て「スパン証拠金に順応レバレッジ10～50倍」、手数料金額について「通常取引手数料（A）」、特徴について「値動きによって投資額以上の損失が発生する可能性がある、割安な証拠金で売買できるためハイリスク・ハイリターンの取引となる」などと記載されている。また、金を3500円/gで1枚買った場合について、損失限定取引と通常取引（パーソナルサポートグループ）を比較した取引例を示しているところ、必要証拠金については、損失限定取引が50万円、通常取引（パーソナルサポートグループ）が8万4000円、手数料については、損失限定取引が2万8034円、通常取引（パーソナルサポートグループ）が1万8690円となることが示されている。また、上記取引において、100円上がった場合（取引例1）においては、損失限定取引の利益率14.4%に対し、通常取引（パーソナルサポートグループ）の利益率は96.8%となり、100円下がった場合（取引例2）によれば、損失限定取引の利益率-25.6%に対し、通常取引（パーソナルサポートグループ）の利益率は-141.3%となることが示されている。

イ 原告は、7月23日、「商品先物取引の通常取引について、私の発意により勧誘を受けることを招請します。」と記載した書面（乙8。以下「本件招請書」という。）を作成し、これを被告東海に交付した。

ウ 原告は、7月24日、被告会社との間で商品先物取引委託契約を締結し、同月26日から11月26日までの間、別紙建玉分析表の「約定日付」欄記載の年月日に、「商品名」欄記載の商品について、「売数」欄記載の枚数又は「買数」欄記載の枚数を売買する本件取引を行った。

エ 原告が被告会社に対して支払った取引証拠金は、合計1581万4000円であり、原告は、11月28日に被告から残金137万4200円の返還を受けた。

（4）主務省のガイドライン等

ア 平成 17 年の改正商品取引所法の施行に際し、主務省の「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」(以下「本件ガイドライン」という。)によって、その解釈指針が示された(乙 60)。本件ガイドラインにおいては、「過去一定期間以上にわたり商品先物取引の経験がない者に対し、受託契約締結後の一定の期間において商品先物取引の経験がない者にふさわしい一定取引量を超える取引の勧誘を行う場合には、適合性原則に照らして、原則として不適当と認められる勧誘となると考えられる。」と規定され、その「一定の期間」とは、「最初の取引を行う日から最低 3 か月を経過する日までの期間を目安とする。」とし、「商品先物取引の経験がない者にふさわしい一定取引量」とは、「建玉時に預託する取引証拠金等の額が顧客が申告した投資可能資金額の 3 分の 1 となる水準を目安とする。」とされている。

イ 主務省が平成 23 年 1 月付で示した「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」(乙 88。以下「平成 23 年指針」という。)における、「監督上の評価項目と諸手続（商品先物取引業者（共通）編）」によれば、「II-1-1 経営管理（1）代表取締役」の項目において、「①代表取締役は、業務推進に係る事柄のみならず、法令等遵守及び内部管理体制の確立・整備に係る事柄を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的方針の策定及び徹底に、誠実かつ率先垂範して取り組んでいるか。」とされている。

ウ 主務省が平成 27 年 6 月付で示した「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」(甲 48。以下「平成 27 年指針」という。)において、不招請勧誘の禁止の内容として、「顧客から勧誘の要請があった場合でも、その前に顧客に対して勧誘がなされたことを受けて顧客が勧誘を要請するなど、実質的に顧客からの勧誘の要請があったと考えられない場合には、法第 214 条第 9 号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する。」、「損失限定期間の算定に際しては、顧客が不招請勧誘の禁止規定に抵触する行為を行ったと想定される場合においても、その期間を算定する際には考慮しないこと。」と規定されている。

取引又は貴金属等現物取引のために訪問し、又は電話をかけた際に、勧誘の要請がないにもかかわらず通常取引等の勧誘を行うことは、法第214条第9号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する。」とされている。

エ　主務省が平成26年7月に示した「商品先物取引業者等検査マニュアル」
5 (乙106。以下「本件検査マニュアル」という。) の「III—2—2 業務
編・個別的確認項目」の1「営業姿勢等」の(5)には、「勧誘資料」について、
10 「①顧客への勧誘に際して、どのような説明資料を使用しているか。誤解
を与える説明をしていないか。②顧客に法令上交付義務が課された契約締
結前交付書面を交付した場合には、交付簿との不合等により交付漏れのな
いことを確認しているか。③勧誘資料の内容に虚偽又は誤解させる表示は
ないか。また、その内容について内部管理担当者は適切な審査を行ってい
るか。」と記載されている。

(5) 平成24年6月時点における被告会社における規則等

ア　受託業務管理規則 (乙25の1。以下「本件管理規則」という。)

15 10条において、取引未経験者の保護育成措置として、初回建玉から3
か月間の保護期間を設けた上で、この間、①委託者の理解を深めること、
②保護期間内の取引数量は建玉時に預託する取引証拠金等の額が、委託者
が申告した投資可能資金額の3分の1の額に相当する数量に制限すること、
③保護期間内の委託者が自発的に両建て指示を行った場合には、その
取引を理解している旨の書面を徴収し、理解度を確認した上で受注する、
20 という保護措置を講ずることを定めている。

イ　受託業務管理規則に係る審査規程 (乙25の2。以下「本件審査規程」という。)

投資可能資金額の制限について、年間500万円以上700万円未満の
25 収入を有する場合の投資可能資金額は、当該顧客が申告した流動資産の額
の50%を限度とする旨定めている。

3 争点

(1) 被告従業員らの勧誘行為、受託行為の違法性

ア 不招請勧誘禁止違反

イ 適合性原則違反

5 ウ 説明義務違反

エ 新規委託者保護義務違反

オ 実質的一任売買

カ 過当取引

キ 指導・助言義務違反

10 ク 信任義務、誠実公正義務違反

(2) 被告従業員らの不法行為について、被告会社の使用者責任の成否

(3) 被告有馬及び被告桜井の会社法429条1項に基づく責任の成否

(4) 原告の損害額

(5) 過失相殺の成否

15 4 争点に対する当事者の主張

(1) 争点(1)ア（不招請勧誘禁止違反）について

（原告の主張）

ア 法第214条9号は、先物取引業者が「商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること」を禁止している（不招請勧誘の禁止）。

イ 原告は、そもそも先物取引についてよく知らず、取引をするつもりなど毛頭なかったところ、被告東海が突然原告の勤務先に電話をかけてきて勤務先を訪問し、先物取引の勧誘をしてきたものであり、被告東海のかかる行為は、不招請勧誘禁止に違反する。

ウ 被告らは損失限定取引については、不招請勧誘禁止の対象でなく、通常取引については、被告東海が原告から本件招請書の差し入れを受けた後に

5 勧誘していることから、不招請勧誘禁止に違反しないと主張するが、被告東海は、原告から通常取引の勧誘招請がなされていないにもかかわらず、原告に対し、損失限定取引の説明ないし勧誘の体裁を取りながら、本件パンフレットを用いて、損失限定取引と比較対照する名目で通常取引の説明を行い、実質的に通常取引の説明ないし推奨・勧誘を行っていた。

10 本件パンフレットは、通常取引の説明スペースが損失限定取引の約4倍であり、通常取引に重点を置いた説明内容となっており、損失限定取引と比較して通常取引の利益率の高さや証拠金の安さ等の有利性を取引例によって具体的に示すなどして通常取引の有利性・メリットを強調する内容となっている。

15 実際、原告は、損失限定取引の説明は印象に残っていない一方、先物の通常取引の説明が非常に強く印象に残っているものであって、被告東海からは、損失限定取引の説明はほとんどなされないまま、直ちに通常取引に重点を置いた説明が行われて、通常取引が強く推奨されたことがうかがわれるものである。

20 本件における被告東海の上記勧誘は、平成27年指針における「顧客から勧誘の要請があった場合でも、その前に顧客に対して勧誘がなされたことを受けて顧客が勧誘を要請するなど、実質的に顧客からの勧誘の要請があったと考えられない場合」に該当するとともに、前記「損失限定取引又は貴金属等現物取引のために訪問し、又は電話をかけた際に、勧誘の要請がないにもかかわらず通常取引等の勧誘を行うこと」に該当する。

エ 被告東海には、原告に対して多少無理な営業をしてでも新規契約を獲得しようという強い動機があった。すなわち、本件取引当時、被告会社の給与体系は、新規顧客を獲得することが評価の対象となるものであってインセンティブがあり、新規顧客1件獲得する毎に500円が支給されるという、歩合給が取り入れられていた。そのため、被告東海は、新規開拓

5 をしようと月ごとの数字目標も立てており、営業成績を上げようと、多少強引な営業をしてでも新規顧客を獲得しようとする誘因があった。本件においても、7月23日午後9時から翌日午前0時頃、深夜にまで及ぶ勧誘・説明が行われ、しかも、投資未経験者の原告から本件招請書を徴収した上、ごく短時間のうちに、直ちに口座開設申込書まで差し入れさせているものである。

オ 以上のように、本件においては、被告東海から原告に対し、不招請勧誘禁止に違反する勧誘がなされたものというべきである。

(被告らの主張)

10 ア 法第214条9号における不招請勧誘禁止については、主務省令で定める場合は例外とされ、商品先物取引法施行令30条によれば、発生し得る損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれのない損失限定取引は、不招請勧誘禁止の対象ではない。

15 イ 被告東海は、7月20日午後1時5分頃、原告に初めて電話した際、被告会社の名称と所在地、自らの氏名を名乗った上で、商品先物取引の損失限定取引を勧誘している旨を伝えた。また、被告東海は、同日午後4時頃、原告の勤務先を訪問した際にも、再度、被告会社及び氏名の自己紹介を行い、損失限定取引の勧誘であることを告知して、勧誘の承諾を得て説明に入った。被告東海が原告に対して通常取引の勧誘を行ったのは、原告から本件招請書の差し入れを受けた後である。したがって、被告東海による原告に対する勧誘が不招請勧誘禁止に反するものではない。

20 ウ これに対し、原告は、本件招請書を差し入れる前に、被告東海が、本件パンフレットに基づく説明を行ったことが、実質的な通常取引の説明なし推奨・勧誘であると主張する。

25 しかし、損失限定取引の内容を説明するためには、通常取引との比較で、損失が限定されている取引であることを説明する必要があり、通常取引と

の比較は不可欠である。そして、本件パンフレットは、左に損失限定取引、右に通常取引と並べて、項目ごとに内容の違いを比較した書面にすぎず、通常取引を強調して推奨する内容にはなっていない。

加えて、本件招請書を差し入れたのは、2回目の7月23日の面談時であって、7月20日の初回面談時では、通常取引について話題となっていないことに争いはない。この点からも、被告東海が、損失限定取引の勧誘を目的に訪問したのであって、通常取引の勧誘を目的としていなかつたことが分かる。

原告は、結果として、通常取引を行い、同取引の損失について本訴を提起しているから、証言時の記憶として、通常取引の印象が残っていることは当然であって、同事実は、勧誘の当時、被告東海が通常取引の有利性・メリットを強調した事実を意味しない。

7月23日の面談が夜の時間帯になったのは、原告の要望に応じたものであり、原告が、被告東海の深夜までの滞在について迷惑を感じたのであれば、一般的には契約に至らないし、契約に至ったとしても、その後の管理部の面談等の際に、苦情の申出があるはずであるが、本件ではそのような事実関係は存在しない。

エ したがって、原告の不招請勧誘禁止違反の主張には理由がない。

(2) 争点(1)イ（適合性原則違反）について

20 (原告の主張)

ア 商品先物取引は、少額の委託証拠金によって多額の取引を行うことができる投機性の高い取引であって、わずかの値動きによって多額の差損益を生じ、損計算になった場合には、委託者が手仕舞いを指示しない限り、損失が拡大し続け、短期間のうちに預託した取引証拠金の額を大幅に上回る損失が発生することも少なくなく、しかも、その商品先物取引市場における相場は、需要と供給のバランスのみならず、政治、経済、為替相

場等の複雑な要因で変動するものである。被告従業員らは、原告に対し、原告の投資知識・経験、投資目的、投資資力等を十分に把握してそれらに適合した投資勧誘を行うべき適合性原則遵守義務を負っていた。

原告は、高校卒業後、電気製品を製造する会社に就職し、その後別の会
5 社に移り取締役としての職務に専念してきたものであるから、先物取引の経験は一切なく、商品先物取引についての知識、経験は皆無であった。

原告が有していた金融資産は、当時結婚予定であった原告にとって、結婚資金及びその後家族が増えたときに必要となる資金であり、投機対象となる性質の余裕資金ではなかった。

10 原告は、営業担当者であった被告東海から勧誘を受けて本件取引を開始したものであり、頻繁に取引をするとは思っておらず、取引額も500万円だけと思って取引を開始しており、多額の損失が生じ得るハイリスク・ハイリターンの取引などは全く指向していなかった。

15 以上のとおり、被告従業員らは、取引開始後ごく短期間のうちに、原告の知識・理解・投資経験・投資意向に照らして、的確な投資判断を可能ならしめる限界を超える取引を行わせたといえ、適合性原則に違反する。

イ 被告東海は、原告の資産・収入の状況や投資意向等に照らして過大な投資可能資金額を、ごく短時間のうちに一方的かつ機械的に設定した。被告東海は、原告から聴取するなどすれば、容易にその具体的な資産・収入の状況や投資意向を確認できたにもかかわらず、原告の資産・収入の状況や投資意向についての調査・確認義務を何ら尽くすことなく、積極的かつ一方的に主導して、原告の適合性に照らして過大な投資可能資金額を設定させた上、本件取引を開始させたものであり、適合性の調査・確認義務にも違反している。

20 ウ さらに、本件取引では、原告が自律的に投資判断を行うことが困難な程、複雑・高度な投資判断を要する多数量・多額かつ短期・頻回な過当取引が

行われており、取引継続段階の適合性原則違反も認められるものである。

(被告らの主張)

ア 商品先物取引は、当該商品が上がるか下がるかを予測し、売りか買いかの選択をするものであり、差損益計算は単純である。相場変動を予測する材料についても、高度な知識は不要であり、海外市況・為替・過去の値動き・新聞記事など、一般人が容易に入手し得る情報の範囲内で取引は十分可能である。原告は、商品先物取引の未経験者ではあったものの、取引の仕組み自体の理解は容易であり、投資判断に専門的知識は必要ではない。

原告は、株式会社の取締役であり、年収は500万円ないし700万円、預貯金は1000万円ないし1500万円、積立保険1000万円ないし2000万円の資産を有しており、先物取引を行う余裕資金を有していた。

原告は、投資可能資金額である1750万円の3分の1を超える建玉を行わず、自己資金の範囲内で自己の判断により取引を行っていたのであり、取引過程においても適合性には反しない。

イ 被告東海は、投資可能資金額は、預貯金と金融資産の範囲内であるべきであると考えており、顧客保護の観点から、投資可能資金額が確実に預貯金と金融資産の合計額の範囲内に収まるように、申告のあった預貯金と金融資産の各上限の合計額に、50%という安全のための掛け目をかけていた。これにより、投資可能資金額は、預貯金と金融資産の各下限の合計よりも低額になる。

そもそも投資可能資金額は、投資可能な金額の上限であって、具体的な初期投資額とは異なる。原告は、投資可能な自己資金として1800万円くらいを有していたところ、投資可能資金額1750万円について、資金が1750万円あるという意味で理解しており、当初、1800万円の3分の1程度を投資しようと自ら決めていた。被告東海が原告の適合性に照らして過大な投資可能資金額を設定させていたことはない。

以上の点を踏まえれば、被告従業員らの原告に対する勧誘は適合性の原則に反するものではない。

(3) 争点(1)ウ（説明義務違反）について

（原告の主張）

ア 商品先物取引業者は、商品先物取引市場における先物取引についての豊富な経験を有し、その取引の仕組みを熟知しているばかりでなく、商品相場に関する複雑な変動要因や取引に関わるリスクについても専門的な知見を有する者であり、一般の顧客である委託者は、商品先物取引業者を信頼し、その提供する情報や勧奨に基づいて商品先物取引に参入し、取引を委託していることなどを考慮すれば、一般の顧客が商品先物取引業者に委託して商品先物取引を行うに当たっては、取引の受託を受ける商品先物取引業者ないしその従業員において、当該顧客に対し、商品先物取引の仕組み及びその危険性について十分説明し、当該顧客がその自主的な判断に基づいて取引を委託するかどうかを決することができるよう配慮するとともに、当該顧客が不測の損害を被らないように配慮すべき信義則上の注意義務を負っているというべきである。

イ 被告東海は、投資未経験者であった原告に対して、通常取引を初めて勧誘した当日に、ごく短時間の勧誘で、口座開設ないし契約まで取り付けている。かかる勧誘状況に鑑みれば、被告東海は、原告が理解できる程度の説明をしたものとは認め難い。

原告は、先物取引の基本的な仕組み（差金決済取引、証拠金取引でレバレッジがかかっていること等）さえ理解しておらず、先物取引のリスクについて具体的に理解していなかった。

原告は、金の現物取引と証拠金取引である商品先物取引の違いについても、十分理解していなかった。被告東海は、具体的な数字を示して、原告が先物取引のリスクの質と量を理解できるように、分かりやすい説明

をしておらず、原告は、先物取引について、ずっと所有していれば徐々に上がっていくというイメージを有していたものであり、リスクの大きさについて実感をもって理解していなかった。

原告は、両建てのメリットやデメリットについて、理解していなかった。両建ては被告東海が積極的に勧めたものであり、その際の申出書面も被告東海の指示どおり差し入れたものにすぎない。

原告は、被告東海から、委託玉と自己玉の利害の相反があることや手数料の累積、これによる元本欠損の可能性について説明を受けておらず、理解していなかった。

原告は、相場の予想が外れた場合には、入金した取引証拠金を失うばかりか、多額の追証拠金を支払わなければならず、最終的に大きな損失を発生させ得るという証拠金取引としての商品先物取引の危険性や実際の取引における建玉の建て方ないし予想が外れた場合の売買の対処方法について、被告東海から、十分かつ適切な説明を受けていなかった。

以上からすれば、被告東海には、原告に対する説明義務違反が認められる。

(被告らの主張)

ア 商品先物取引の仕組み自体は、前記(2)（被告らの主張）アで述べたとおり、複雑なものではない。そして、商品取引員の説明義務の必要範囲は、法定された記載事項のある契約締結前交付書面に記載された内容であり、かつ、これで足りるが、被告会社では、そのほかにも複数種類の資料を使用して委託者に取引の仕組みや危険性・相場変動要因・リスク管理の方法等について説明を行い、理解を得るようにしている。

イ 被告東海は、7月20日午後4時頃、原告の勤務先を訪問した際、損失限定取引について、法定された契約締結前交付書面である「委託のガイド（損失限定取引契約）」（乙5の1）、「損失限定取引証拠金等一覧」（乙

5 の 2) , 「委託手数料一覧表 (損失限定取引) 」 (乙 5 の 3) , 早わかり商品先物取引という小冊子 (乙 2) を示しながら, 商品先物取引はハイリスク・ハイリターンであること, 市場の価格変動により損益が発生する仕組み, 取引の最大のリスク等を説明し, その上, 東京金のチャート (乙 4) や日本経済新聞の相場表を示すなどして, 金価格の相場変動要因と今後の価格動向について, 自身の相場観などを述べた。

10 また, 被告東海は, 7月23日午後10時40分頃, 原告に対し, 通常取引について, 法定された契約締結前交付書面である「委託のガイド (通常取引契約) 」 (乙 9 の 1 , 甲 2) , 「取引証拠金等一覧」 (乙 9 の 2) , 「委託手数料一覧表 (通常取引) 」 (乙 9 の 3) を交付し, 通常取引の仕組み及びリスクを説明した。

15 さらに, 被告東海は, 原告が通常取引について資金効率は良いもののリスクが大きくなることを懸念していたため, 具体的に両建て等の値段変動リスクの対処方法を説明した。

以上からすれば, 被告東海に説明義務違反はない。

20 (4) 争点(1)エ (新規委託者保護義務違反)について

(原告の主張)

ア 商品取引員及びその従業員は, 商品先物取引について知識や経験に乏しい新規委託者を保護するため, 一定期間の習熟期間を設け, その間は取引の規模 (建玉の数量) を一定以内に制限しなければならないという新規委託者保護義務を負っている。原告は, 商品先物取引について未経験者であったのであるから, 被告従業員らとしては, 本件取引開始日から3か月間は原告を「未経験者」として保護育成措置を講ずる義務を負っていた。

25 また, 少なくとも当該保護期間においては, 原告に対し, 余裕資金の範囲内で取引を行い, 不測の損害を被らせることのないよう保護しつつ, 商品先物取引の危険性等を経験的に認識する機会を与えて, 取引に習熟させ

るよう配慮すべきものであり、原告の取引意思、取引の経験、資金力、判断力等を考慮した上、相当期間、相応の建玉枚数及び取引回数の範囲を超えた取引を行わないようにすべき注意義務があった。

イ 本件ガイドラインには、新規委託者保護義務についての定めがあるところ、これに違反すると法令違反として行政処分の対象となる。また、従来の商品先物取引業界の自主規制においては、新規委託者に対しては、3か月間の習熟期間には、建玉の枚数を原則として20枚以内にすべきとされ、これは現在でも新規委託者保護義務違反の有無を判断するための重要な基準となる。

ウ 本件取引開始当時の原告の金融資産は、合計約1900万円であり、本件取引開始前年の原告の収入は、年収約515万円であり、結婚を控えていた原告には、決してハイリスクの先物取引を行うほどの経済的余裕があるわけではなかった。しかし、被告東海は、本件取引開始わずか4日後には、原告に対し、34枚もの両建てを積極的に勧誘して行わせた。そして、原告は、本件取引開始日以降3か月の間に、金、とうもろこし及び白金の3つの銘柄にわたる合計597枚の取引をさせられ、多数の両建て等を継続的に勧誘され、新規委託者には全く適合しない過大で複雑な取引を強いられた。

原告は、本件取引開始日以降、わずか3か月の間に、原告の年収額の3倍を優に超える1581万4000円の資金を投入させられており、投資可能資金額の3分の1という基準に照らしても、前記保護期間における取引数量を大幅に超過している。

したがって、本件取引には新規委託者保護義務違反が認められる。

(被告らの主張)

ア 新規委託者の建玉枚数を20枚以下とするような法令や規則は存在しない。商品先物取引業界の自主規制として、新規委託者について、従業員の

判断枠を20枚以内とするものがあったが、社内審査を経た場合においてこれを超える受託を禁ずるものではなく、同規制については平成10年9月1日に廃止されている。また、本件ガイドラインは、本件取引当時である平成24年以前に廃止されており、平成23年指針においても、新規委託者保護に関する定めはなく、新規委託者保護についての具体的基準は行政上の規制としては存在しなかった。

イ 被告会社は、本件管理規則により、新規委託者保護について定めているところ、本件では、初回の建玉がなされた7月26日から保護期間が満了する10月25日までの間において、原告の取引は、8月24日時点の総建玉に必要な証拠金583万2000円が最大であり、この時点でも投資可能資金額の3分の1を超える建玉ではない。したがって、本件管理規則に違反していない。

なお、本件ガイドラインとの関係において、顧客が証拠金に余裕を持たせるため建玉に必要な額を超えて証拠金を預託し、その結果投資可能資金額の3分の1を超えることとなつても、預託すること自体は投資可能資金額の範囲内であれば問題はない。従業員においては、投資可能資金額の3分の1を超える建玉の勧誘や受託を行わない限り、新規委託者保護義務違反にはならない。

したがって、被告従業員らに、新規委託者保護義務違反はない。

(5) 争点(1)オ (実質一任売買)について

(原告の主張)

ア 原告は、先物取引の仕組みについて十分な理解をしておらず、自ら相場変動に関する情報を収集する能力はなく、商品知識及び商品の価格変動要因の専門的知識もなく、それらを分析して将来の価額変動を予測する知識・能力もなかった。そして、本件取引当時、原告は、父親の会社の専務取締役として、毎日フルタイムで働いていた。

イ また、各商品のリアルタイムの値段や商品相場に影響を与える情報を入手し得る先は、被告従業員ら以外ではなく、特に、ザラバ取引によった金と白金の取引については、原告は、被告従業員らが東京工業品取引所の端末機で見た価格情報を確認しないと成立価格を予見できないものであった。

5 ウ 実際に、本件取引は、被告従業員らが積極的に主導し、具体的な取引内容は被告従業員らが実質的に決めていたものであり、原告はただ受け身でそれら提案通りの取引の内容（建て落ちのタイミング、売り買いの別、取引枚数、取引金額等）を承諾していたものにすぎなかった。原告は、自ら具体的な取引内容について判断したことは一度もなく、被告従業員らの提案する取引に反対したり、異論を述べたり、自己の相場観を述べたこともない。

10 15 加えて、原告は、損失が発生した状況下において、冷静な判断が困難となり、異常な心理状態にあったところ、被告従業員らは、損失を取り戻す旨申し向けるなどして、更なる取引を提案したため、原告は親身になってくれていると思い、被告従業員らを信頼してその提案どおり承諾し続けていた。被告従業員らは、自らを信頼して取引のことを頼り切っていた原告を操縦して、自らの意のままに取引を行わせたものである。

したがって、実質的には一任売買と評価できるものであって、法第214条3号に違反し、違法である。

20 (被告らの主張)

個々の売買は、被告従業員らが事前に原告に連絡して受注しており、一任売買ではない。一任売買は、通常、利益保証と密接不可分な形で行われることが多いが、利益保証や一任売買の約束はなく、個々の投資判断は、原告自身が新聞等により日常生活において知り得た情報に加え、被告従業員らが提供した情報も加味して原告自身が行ったものである。

仮に一任売買や実質一任売買により大きな損失が生じたのであれば、委託

者は面談時の残高照合通知書に異議を述べ、あるいは売買報告書の記載に異議を申し出たりするのが当然であるが、原告は、被告が送付した残高照合通知書に異議を述べたり、損失について記載のある売買報告書に異議を申し出たりしたことはない。また、原告は、必ずしも担当者の指示に従って建玉をしていない。

5

したがって、本件取引は実質的な一任売買ではない。

(6) 争点(1)カ (過当取引)について

(原告の主張)

商品先物取引の投機性や、商品取引員の専門性、顧客に対する委任契約上の善管注意義務（民法644条）ないし一般的な誠実義務（法第213条）に鑑みれば、商品取引員は、委託者に対し、不適切な手法による取引を勧誘ないし受託してはならない一般的注意義務を負っている。

ア 特定売買

特定売買の件数を数えると、取引全体での仕切件数は198件であるところ、重複なしでの数え方であれば、そのうち直し17件、途転34件、日計4件、両建て95件、不抜5件の合計155件となり、重複も含めて数えると、そのうち直し17件、途転34件、日計4件、両建て138件、不抜5件の合計198件となり、これらの特定売買比率は、重複なしの数え方で78.28%，重複ありの数え方で100.00%となる。

10

15

本件取引が、商品先物取引未経験者の原告に対し、4か月間のうちになされた取引であることを考え合わせると、いずれも著しく高率であり、顧客の利益を無視して、無意味な反復売買を繰り返して手数料を累積化させるなどして、顧客の資産を被告会社の資産に転化させることが行われていたといえる。

20

25

さらに、特定売買が重複するということは、委託者が先物取引を理解して自己責任で取引を行っている場合には決して出現しないのであるから、

これが多数回認められるということは、①被告従業員らの手数料稼ぎの意図、②原告に先物取引に対する知識・経験・理解が欠如していること、③原告が被告従業員らの言いなりに取引をしていることの3つを極めて強く推認させる。

5 イ 手数料化率

本件取引における手数料の合計額は、消費税込みで1284万7800円に上り、取引自体では259万2000円の損失であったにもかかわらず、前記手数料を被告会社に支払ったため、合計1543万9800円の差引損失となった。

10 したがって、手数料化率は、 $1284万7800円 / 1543万9800円 \times 100\% = 83.21\%$ となり、手数料の比率が極めて高く、その金額も莫大である。

ウ 月間売買回転率

月間売買回転率は、一人の顧客につき、1か月間に平均何回の売買が行われたかを計算するものであり、仕切り件数でカウントすることによって、頻繁売買をチェックする際の参考となる。

本件では、仕切り回数が198件、取引期間は7月26日から11月26日までの124日間であるから、 $198件 / 124日 \times 30日 = 47.90$ 回となる。

20 先物取引は、本来は、一定の相場観をもって限月までの間の相場変動を予測して取引するものであるから、月間売買回転率は、3回以下にすることが一つの目安とされることからすれば、本件の47.90回という回転率は異常に高く、取引の過当性ないし頻繁性が顕著である。

エ 以上のとおり、特定売買比率、手数料化率、月間売買回転率はいずれも高く、このような取引は、被告従業員らが多数の合理性に乏しい売買を繰り返して手数料稼ぎを行い、顧客の利益よりも自らの利益を優先して顧客

を勧誘したものと評価せざるを得ないから、上記注意義務に違反し、違法である。

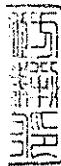
(被告らの主張)

原告は独自の計算方法による各銘柄の直し・途転・日計・両建て・不抜の回数を指摘した上、特定売買率が 100.00%，手数料化率が 83.21%，月間売買回転率が 47.90 回と主張するが、原告主張の各数値は争う。

ア 原告は、特定売買率に関し、直し・途転・両建てなどの回数を重複してカウントし、利益が生じている場合で直しなどに当たらない取引についても特定売買に該当するものとしてカウントし、委託者の 1 回の売買指示による取引であってもザラバ取引により成立が分かれたものについて複数回としてカウントするなど、取引回数の算定方式を誤っている。平成元年 7 月 19 日付農林水産省通達「委託者売買状況チェックシステムの実施に関する細目」の特定売買の計算方法によれば、特定売買率は、乙 20 のとおり、特定売買回数 34 回／合計延回数 320 回 × 100 = 10.62% にすぎない。

原告は、無意味な特定売買を頻繁に繰り返すのは、一方で商品取引員が手数料を稼ぎ、他方で顧客からその分の現金を支出させ損害を与えるものであるから、違法である旨主張する。しかしながら、特定売買は、一般投資家も目先の相場変動を狙って利益を追求し又はリスクを回避するために、日常的に行う取引手法であり、無意味な反復売買や商品取引員の手数料稼ぎとは明らかに異なるものである。商品先物取引において、特定売買を抜きにした取引を行うとなれば、例えば、建玉したものは日計りに当たるものとして当日中に決済できず、損切りを強要されるなどの不都合が生じる。

イ 損金に関する手数料化率は、これが商品取引員の手数料稼ぎを示すための公正な数値基準であるならば、取引結果が利益・損失にかかわらず、算出されるものでなければならない。しかし、手数料化率は、取引結果が損



失となった場合にしか算出できない一方で、損失が多いほど、手数料化率は低くなり、取引は違法ではないことになる。したがって、このような手数料化率により、本件取引の違法性を判定することは極めて不合理である。

ウ 売買回転率は、元々、主務省や商品取引所が、商品取引員の収益性を監査する目的で考案した数値であり、全委託者を対象に調査されていたところ、原告はこれを原告一人に当てはめ、根拠のない独自の方法で算出して いるにすぎないのであるから、このような数値に何ら意味はない。

（7）争点(1)キ（指導・助言義務違反）について

（原告の主張）

契約の一方当事者が専門家であって、他方当事者がその専門家を信頼して取引を行う場合など、当事者間に信任関係が存在する場合には、その信任関係に基づいて、信義則上、専門家の非専門家に対する積極的な指導・助言義務まで認められるものというべきである。

原告は、商品先物取引の未経験者であり、もともと 500 万円くらいの範囲内で投資をしたいという意向を被告東海に伝えていたところ、取引開始後ごく短期間のうちに、取引規模が拡大し、それを超える損失を出し、更なる損失を被る危険性があったことから、被告従業員らにおいては、原告に対して取引数量や取引金額を抑制ないし減少するように指導・助言すべきであった。しかしながら、被告従業員らは、原告に対して「損を取り戻す」、「損を阻止する」旨申し向けて、積極的かつ一方的に、更なる新規取引を次々勧誘して行わせ、取引数量及び取引金額を急激に拡大させて、多額の損失のリスクのある取引を勧誘・受託し続けた。

したがって、被告従業員らには、原告に対する指導・助言義務違反が認められる。

（被告らの主張）

被告会社は、取引開始後 3 か月間は、新規委託者保護の範囲に制限して取

引を行っている。原告は、500万円くらいの範囲内で取引したい旨を被告東海に伝えたと述べるが、原告の当初の入金額は、2回にわたっての合計581万4000円であり、原告の主張は前記事実と整合しない。

したがって、原告の主張は前提を欠き、被告従業員らに指導・助言義務違反は認められない。

5
(8) 争点(1)ク（信任義務違反、誠実公正義務違反）について
(原告の主張)

投資未経験者であった原告は、本件取引開始段階から終了段階に至るまで、損失が膨らんだ状況下においても、被告従業員らを商品先物取引の専門家として心から信頼し、その提案通りの取引に応じ続けたものであるが、被告従業員らは、そのような原告の多大な信頼に乘じ、またこれを裏切って、自らの手数料稼ぎのために、原告に不利益となる過大かつ頻回な取引を短期間のうちに勧誘して行わせ、全財産に等しいほどの損害を与えたものである。

10
15 本件における具体的な勧誘・受託の態様ないし取引の状況等に鑑みれば、被告従業員らの勧誘・受託行為には、信任義務違反ないし誠実公正義務違反が認められるものというべきである。

(被告らの主張)

被告らは、先物取引を始めた原告に利益を上げてもらい、継続して長期間、被告会社において取引を行ってもらうことを期待しており、原告に利益を上げてもらって取引を継続してもらうことが、被告らの利益に合致した。

そのため、被告従業員らは、原告に利益を上げてもらうべく、相場の資料を提供し、自らの意見も述べたが、本件各取引では、結果、相場が予想に反して動くことが多かったため、原告の取引は損失となったにすぎない。被告らが、原告の損失を望む合理的な理由は存在しない。

したがって、信任義務違反、誠実公正義務違反は存在しない。

(9) 争点(2)（被告従業員らの不法行為に関する被告会社の使用者責任の成否）
について

（原告の主張）

被告従業員らの不法行為は、被告会社の事業の執行についてなされたもので
5 あるから、被告会社は、原告に対し、民法715条1項に基づく損害賠償責任
を負う。

（被告らの主張）

否認ないし争う。

(10) 争点(3)(被告有馬及び被告桜井の会社法429条1項に基づく責任の成否)
10 について

（原告の主張）

ア 株式会社の代表取締役は、業務の執行につき従業員が紛争を繰り返す場
合に、従業員を十分に教育し、これを防止すべき管理体制を整える義務、
すなわち内部統制システムの整備・運営を行うべき義務がある。しかしな
15 がら、以下のとおり、被告有馬及び被告桜井は同義務に違反している。

イ 被告会社に対しては、本件行政処分において、適合性原則違反及び両建てについて、明確に法令遵守体制の欠陥が指摘された。

しかし、前記(2)（原告の主張）イのとおり、被告東海が原告の投資可能
資金額を適切に設定させていないことからして、被告会社では、従業員に
20 対し、顧客の資産・収入の状況等に照らして相当な投資可能資金額を設定
するように、適切に指導・教育しておらず、適合性原則にいう顧客の属性
(資産・収入の状況、投資意向等)を正しく把握するため調査・確認を尽
くすように、適切な指導・教育が行われていないことが認められる。

また、前記(4)（原告の主張）ウ及び(6)（原告の主張）のとおり、被告東
25 海が取引開始わずか4日後に、一方的かつ積極的に両建てを勧誘し、両建てについて何ら具体的に理解していない原告から両建てを受諾したり、被

5

告従業員らは、本件取引を積極的に主導し、原告が自律的に投資判断を行うことが困難なほど過当・過大な売買を勧誘・受託したりして、被告会社は多額の手数料収入を得ていることからして、被告会社においては、従業員らが実質一任売買を奇貨として、両建て等の不適切な取引手法を含む過当な取引を勧誘・受託することができないように、適切な指導・教育がなされていなかったものと認められる。

10

このように、被告会社の法令遵守体制ないし内部統制システムは、本件行政処分を受けた当時の状況から一向に改善しておらず、適合性原則及び両建て規制の遵守のための実効的な社内管理体制が整備・運営されていなかつた。

15

ウ また、前記(4)（原告の主張）ウのとおり、本件において、被告東海は、取引開始日からわずか4日後に、原告に対して34枚もの両建てを勧誘・受託しているのであり、新規委託者である原告が、取引に習熟する前に多数枚の両建てを行って不測の損害を被ることのないように、適切な保護措置を講じることもなく、適切な指導・助言を行うこともなかった。

20

被告会社においては、被告会社の従業員が通常取引の有利性・メリットを強調して説明・勧誘を行う恐れのあった、本件パンフレットを作成して、全社的に説明・勧誘に使用させ、損失限定取引と同時に通常取引が説明・勧誘される状況を作出した上、そのような説明・勧誘を推奨ないし励行したのであり、組織的に不招請勧誘禁止規定の脱法的な説明・勧誘行為を行っていた。

25

このように、被告会社においては、新規委託者保護のために必要な措置が講じられ、適切な指導・教育がなされていたものとはいえないし、従業員による不招請勧誘禁止違反を防止するための法令遵守体制に不備があったことは明らかである。

エ 被告有馬及び被告桜井は、被告会社の従業員が不招請勧誘の禁止違反な

5

どの違法行為をして委託者に損害を与える可能性があることを認識ないし認容しながら、法令遵守のための従業員の指導・教育や本件パンフレットの改善等の適切な措置を執ることなく、また、従業員による違法行為を抑止し、再発を防止するための実効的な方策や、会社法及び同法施行規則所定の内部統制システムを適切に整備、運営することを怠り、業務の執行又はその管理を重過失により懈怠したものというべきである。

被告会社が内部統制システムの構築の基本方針を定め、社内監査規程等の諸規程を定めていたとしても、十分な機能を果たしたとは言い難く、被告有馬及び被告桜井が上記義務を尽くしたものとはいえない。

10

したがって、被告有馬及び被告桜井は、会社法429条1項に基づく任務懈怠責任を負う。

(被告らの主張)

ア 被告会社は、平成5年10月1日以来、社内監査の手続を定めた監督要領を設け、これに基づく社内監査を実施し、平成16年10月1日には、監督要領を監査規程と改めて受託業務の適正化に重点を置き、毎年各部署に対し監査を実施し、本支店の全委託者の取引状況を精査し、勧誘・契約締結状況、徵収書類の回収状況、両建ての頻度等について指導改善を行っている。監査の状況については、毎年、商品先物取引協会に報告している。

15

イ また、被告会社は、平成18年5月8日の取締役会において、内部統制システムの構築の基本方針を定め、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することの確保体制等を明確にした。

ウ 被告会社においては、本件行政処分において指摘された事項については速やかに改善を実施し、それ以降、日本商品取引協会や主務省による立入検査が実施されたが、これらの検査の結果、処分を受けたことはない。

20

本件検査マニュアルにおいても、被告会社が用いる説明資料についても検査対象となっているが、被告会社は、本件パンフレット等の勧誘資料に

ついて、平成23年11月・平成26年の各主務省監査の際にも特段の指導や指摘を受けたことはない。

エ 被告会社は、本件行政処分後速やかに経営陣を一新し、受託業務管理体制を点検整備した。被告会社においては、委託者保護と商品先物取引受託業務の適正化のために、商品先物取引受託業務に関する管理規則を取締役会の承認を得て改廃し、その遵守・運用のために内部管理部門を設置している。

また、被告会社では、取締役会が通常月1回開催されているほか、定期的、あるいは隨時、管理部門の責任者が会議を開催し、法令等遵守に関する内容にとどまらず業務全般における課題の協議を行っている。

被告会社の役員らの監督のもと、役職員の法令等遵守意識の向上を目的とした研修を実施している事情等を考慮すれば、被告会社の役員らは、営業その他の法令等違反行為を漫然と放置したり、違法性の高い営業行為を積極的に維持遂行・常態化させたりしていたという事情は到底みられない。

さらに、被告会社は、平成23年1月に主務大臣より、許可更新も受けている。

オ 被告桜井及び被告有馬は、取締役会においてもコンプライアンスの徹底を常に意識した議事の進行を図り、受託業務の適正化のための諸規則の改定を図り、関係社員を各種研修に参加させ、社内研修も頻繁に実施し、管理部の体制・権限の強化を図り、社内監査を行うとともに、主務省等の監査により指摘された事項についても速やかな改善を講じている。

したがって、被告桜井及び被告有馬には、本件に関し、業務執行における悪意や重過失などはない。

(1) 争点(4)（原告の損害）について

(原告の主張)

被告従業員らによる、前記4(1)ないし(8)にあたる違法な取引の勧誘や受託

は、民法709条及び民法719条の不法行為ないし債務不履行（民法415条）に当たり、その結果原告は以下の損害を被った。

ア 取引による損害 1543万9800円

原告の本件取引による差引損は1543万9800円である。

イ 弁護士費用 154万3980円

商品先物取引の訴訟は専門性の高い知識を要求される。したがって、弁護士費用は前記取引損害の1割を下らない。

（被告らの主張）

本件取引により、原告が1543万9800円の損失を被ったことは認め
る。もっとも、本件取引の損害であることは争う。

(12) 争点(5)（過失相殺の成否）について

（被告らの主張）

原告は、商品先物取引の適合性に欠けるものではなく、売買報告書や残高照合通知書により、個々の取引内容及び結果を認識しており、かかる内容等について相違がない旨回答をしているのであって、個々の取引は原告の判断に基づくものである。したがって、本件取引による原告の損失は、全て原告に帰責されるべきものである。

（原告の主張）

ア 本件では、投資未経験者の原告に対し、自主的に投資の意思決定を行うことが困難なほど、複雑・高度かつ短期・頻回な取引が被告従業員ら主導で勧誘・受託された結果、短期間で急激な損失が発生した。原告は、取引開始後短期間で多額の損失が出て、冷静な判断ができない異常な心理状態に陥っていた。

被告従業員らは、このような原告の異常な心理状態につけ込み、これに乗じて、損失を取り戻すなど申し向け、意のままにコントロールして、自らの手数料稼ぎを優先した過当な売買を勧誘・受託したものであり、原告

に自発的な取引終了の申出を期待することは極めて困難であった。

イ また、被告従業員らは、商品先物取引の専門家たる被告らに対する原告の多大な信頼を裏切り、手数料稼ぎに向けられた過大な危険性を有する多数量かつ頻回な取引を勧誘したものであって、違法性は重大である。

5 さらに、被告会社では、全社的に本件パンフレットを用いて不招請勧誘を行っていたものであり、適合性原則や新規委託者保護義務等を遵守するための内部統制システムが適切に整備、運営されていなかった結果、被告従業員らの違法な勧誘・受託により、原告は多額の損失を被ったものである。

10 ウ このように、原告の落ち度は、被告らの重大な違法行為により誘発され、便乗ないし利用されたものに他ならないものであり、被告らの違法性は、原告の落ち度と比較してはるかに大きいのであるから、本件において過失相殺を行うことは正義・公平に反するものというべきである。

したがって、本件において過失相殺はなされるべきではない。

15 第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実に、関係各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の各事実が認められる（認定に供した主要な証拠等は、括弧内に記載した。）。

(1) 原告の資産状況等

20 本件取引開始当時の原告の収入は、年収約500万円ないし550万円程度であり、預貯金約1800万円、自社株約100万円及び積立保険等の資産を保有していた。

原告は、上記預貯金等を将来の結婚費用に充てることを考えており、平成25年4月30日に結婚した。（甲1の1・2、甲46、乙12の2、原告本人、弁論の全趣旨）

(2) 本件取引開始に至る経緯

ア 7月20日

被告東海は、[REDACTED]に電話をし、原告の父に対し、商品先物取引の勧誘の話をする試みたところ、原告の父は不在であり、原告が電話に応対した。原告が、被告東海との面談を了承したことから、被告東海は、午後4時頃、[REDACTED]に向かい、約1時間程度、原告と面談を実施した。なお、この面談において、被告東海は、原告に対し、「早わかり商品先物取引」、「委託のガイド（損失限定取引契約）」、「損失限定取引証拠金等一覧」、「委託手数料一覧表（損失限定取引）」を持参し、損失限定取引に関する説明を行った。（甲46、乙1、乙2、乙5の1ないし3、乙53、乙84、原告本人、被告東海本人）

これに対し、原告は、被告東海から損失限定取引に関する説明はなかった旨主張し、原告の陳述書及び原告本人尋問の結果中にはこれに沿う供述があるものの、同日の面談時においては、通常取引の話が出ていないことについては争いがないこと、原告において損失限定取引に関する委託のガイドを受領したことについては認めていること、原告は被告東海からの説明について記憶がないなどと供述するばかりで具体的にどのような会話がなされたか等を明らかにしないことなどに照らせば、被告東海は、7月20日の初回面談時において、原告の承諾の下に、損失限定取引に関する説明を行ったものと認められ、原告の上記主張は採用できない。

20 イ 7月23日

被告東海は、原告に対し、再度電話をし、午後9時頃から原告の自宅において面談を実施する約束をし、午後9時頃から午前0時頃までの約3時間程度、原告の自宅において面談を実施した。被告東海は、面談の際、原告に対し、本件パンフレットを用いて取引概要の説明をしたところ、原告が損失限定取引と通常取引との証拠金の相違について興味を示し、原告から通常取引に関する説明を求められたことから、午後10時30分頃、原

告に対し、通常取引の告知・意思確認を行い、午後10時40分頃、原告から、本件招請書の交付を受けた。(乙6、乙7、乙8、被告東海本人、原告本人)

これに対し、原告は、被告東海から損失限定取引と通常取引との違いに関する説明があったか否かについて覚えていない旨供述するものの、前記のとおり、原告は面談の状況について具体的に供述することなく、他方で、被告東海は、本件パンフレットを用いた説明状況を具体的に供述しており、他の勧誘時においても本件パンフレットを用いた説明を行うことがある旨供述していることなどに照らせば、被告東海の供述は信用でき、原告の上記供述は上記認定を左右するに足りない。

被告東海は、本件招請書を受け取ったため、原告に対し、「委託のガイド(通常取引契約)」(乙9の1、甲2)、「取引証拠金等一覧」(乙9の2)、「委託手数料一覧表(通常取引)」(乙9の3)を交付し、「お取引にあたって」と題する書面(乙10の1)を示し、これに書き込みを加えながら、商品先物取引の基本的仕組み、各種証拠金及び証拠金不足、商品先物取引のテクニック、損失限定取引、ザラバ取引の特徴、差玉向い(利益相反取引)などの各項目について説明を行った。原告は、午後11時09分、同書面における、前記各項目について、「全ての項目の説明を受け理解したことを見込んでいます」という欄にチェックをし、自署した。(乙9の1ないし3、乙10の1、原告本人)

被告東海は、原告に対し、商品先物取引理解度確認書(乙12の1)を交付し、原告は、午後11時45分頃、これに記入し、被告東海に交付した。原告は、被告東海から交付された書類や説明等の各内容について、「自らの発意で勧誘を希望した」の欄にチェックし、勧誘について、「迷惑と感じたことはない」に丸印を付け、SPAN証拠金について、「理解できた」に丸印を付け、商品先物取引のテクニックについて、「だいたい理解できた」

に丸印を付け、差玉向いについて、「理解できた」に丸印を付け、断定的判断の提供について、「受けていない」に丸印を付け、委託手数料一覧表について、「だいたい理解できた」に丸印を付け、売買の判断や金銭の授受は担当者に一任せ自身で指示が出せるかについて、「できる」に丸印を付け、委託のガイドや受託契約準則に関する事項について、「だいたい理解できた」に丸印を付けるなどして回答した。(乙12の1)

原告は、商品先物取引口座開設申込書(乙12の2)に氏名、生年月日、住所、職業及び電話番号等を記載した上、「資産の状況」の欄は、預貯金「1000万～1500万円」の部分、金融資産(積立保険)「1000万～2000万円」の部分、「年収」の欄は「500万円～700万円」の部分、「所有不動産」の欄は「土地」及び「家屋」の部分にそれぞれチェックを付け、「投資可能資金額」の欄には「1750万円」と記載し、取引経験に関しては、何も記載せず、空欄のままにして回答した。

被告東海は、原告に対し、投資可能資金額の記入に当たっては、預貯金の上限である1500万円及び金融資産(積立保険)の上限である2000万円をそれぞれ足した50%までが被告会社の中で投資可能資金額として設定できる金額である旨説明し、原告は、被告東海の説明を受けて、そのとおり前記上限を足した3500万円の50%の金額に当たる1750万円の金額を記入した。なお、原告は、被告東海に対し、本件取引に500万円くらい投資する意向である旨を伝えていたところ、被告東海においてもこれを認識していた。(乙12の2、被告東海本人、原告本人)

ウ 7月24日

被告会社の管理担当責任者である谷貴史は、午前8時、前記のとおり原告が作成した商品先物取引口座開設申込書(乙12の2)及び商品先物取引理解度確認書(乙12の1)を添えて、適合性審査の申請を行った。「適合性審査」と題する書面(乙15の1)には、投資可能資金額申告額とし

て 1750 万円、原告が「通常取引での取引意向を示されている」等と記載されており、また、原告の属性及び理解度の確認がなされたとして、第一次審査が適当と判断された。(乙 15 の 1)

被告会社の管理部の酒井清治（以下「訴外酒井」という。）は、午後 9 時 5 分頃から約 45 分程度、原告との面談を実施し、原告に対し、「商品先物取引、リスク管理とテクニック」と題する書面（甲 3）を用いて、リスク対処法として、損切り（決済、仕切り、手仕舞い）、途転、銘柄分散・分散投資、難平、両建てなどについて書き込みを加えながら説明を行い、また、申告投資可能資金額として 1750 万円と記載の上、これを交付した。原告は、同書面について自署した。訴外酒井は、前記面談の内容を事前審査面談報告書（乙 15 の 2）に記載し、同書面の契約関係書類記載内容欄には、投資可能資金額に関し補足して理解を頂いた旨、取引内容理解度欄には、リスク対処法等を補足説明した旨、統括責任者欄には、「受託契約を締結する目的も投機として認識されておられ、リスクについても理解されたうえでの取引意向であること、また、口座開設内容についても虚偽のないことが確認されたため契約を許可する」等と記載されており、第二次審査においても適当と判断された。（甲 3、乙 11 の 1、乙 11 の 2、乙 15 の 2、原告本人）

原告は、約諾書（乙 16 の 1）に日付及び住所を手書きの上、署名・押印し、これを被告東海に交付した。約諾書には、「私は貴社に対し、商品取引所の商品市場における取引の委託をするに際し、先物取引の危険性を了知した上で取引を執行する取引所の定める受託契約準則の規定に従って、私の判断と責任において取引を行うことを承諾したので、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、この約諾に当たって、事前に次の書面を受領しました。1 商品先物取引一委託のガイド（事前交付書面）、2 受託契約準則、3 取引証拠金額一覧、4 通常取引契約 特約事項」等と印

字されている。

(3) 本件取引の経過

5

本件取引の開始から終了までの取引経過の概要は別紙建玉分析表のとおりである。なお、被告会社は、原告に対し、本件取引内容について、売買報告書（乙22の1ないし48の3）及び残高照合通知書（乙23の1ないし4の2）を送付している。

ア 7月25日及び同月26日

10

原告は、7月25日、被告東海の要請の下に、被告会社に対し、委託証拠金として300万円を入金した。また、原告は、同月26日、被告東海の要請の下に、被告会社に対し、委託証拠金として281万4000円を入金した。被告東海は、同日、原告に対し、金34枚を買い建てるように提案し、原告は、被告東海の提案どおり、金34枚の買い建てをして、本件取引を開始した。（甲6、甲46、乙19、原告本人）

イ 7月30日

20

原告は、被告東海に対し、指示書（乙18）を交付した。同書面には、原告の自筆で「事前に決済、難平、両建て等の説明を受け、また、スパン証拠金の仕組みも理解しております。両建て時に別途手数料が発生することも把握しており、今後の売買については自身の判断で行っていきたいと思います。本日、東京金に買い建てを指示します。」等と記載され、末尾に原告の署名押印がある。同記載内容は、被告東海が原告に口頭で伝え、原告がそのとおりに記載したものであった。被告東海は、原告に対し、金を買い建てするように提案したところ、原告は、新たに金34枚を買い建てし、両建てを開始した。（甲6、甲46、被告東海本人、原告本人）

ウ 8月2日

25

被告東海は、同日、原告に対し電話をし、追加で300万円の入金を指示したところ、原告は、被告会社に対し、300万円を委託証拠金として

入金した（甲46、乙19、原告本人）

エ 8月11日

被告猪原は、原告宅を訪問し、原告との面談を実施し、面談の際、原告に対し、原告の取引口座状況について説明を行い、「取引のマイナスが28
5 3万9000円出ました。挽回策としてとうもろこしか白金をやりましょう。とうもろこし得意です。」等といい、ラジオNIKKEIのとうもろこしの記事を見せた。また、原告は、前記面談の際、8月10日に発行された、同日時点における取引内容を記載した残高照合通知書（回答書）（乙2
6の1）に相違ない旨記入した。（甲46、乙26の1、乙49、被告猪原
10 本人、原告本人）

オ 8月13日

被告猪原は、原告に対し電話をし、追加で200万円の入金を要請したところ、原告は、被告会社に対し、委託証拠金として200万円を入金した。なお、同日時点で、原告の入金額は、1081万4000円となった。

15 （甲46、乙19、被告猪原本人）

カ 8月18日

原告は、被告会社の従業員である訴外南口某（以下「訴外南口」という。）と面談し、入金額が1000万円を超えたため、自己資金の範囲内で取引をしているかどうか確認された。前記面談の内容は、委託者面談調査報告書（乙27）に記載されているところ、訴外南口は、入金経緯について、「商品先物取引のしくみについて、委託者の理解度が高い。現在までの入金に関しても、生活に支障の無い範囲で取引していますとのこと。」と記載し、将来性などについて、「委託者本人が、取引に対して積極的で、担当者とのやりとりも良好。本人が日々、値段と値洗について把握しており、問題なし。現在、独身で、近い将来婚約者と入籍の予定だが、取引に支障ありませんとのこと。」等と記載していた。また、原告は、前記面談の際、8
20
25

月 17 日に発行された、同日時点の取引内容が記載された残高照合通知書（回答書）（乙26の2の1・2）に、「生活に支障のない範囲で自己資金で取引しています。」と記入した。

キ 9月10日

5 被告猪原は、原告に対し電話をし、追加で100万円の入金を要請したところ、原告は、被告会社に対し、委託証拠金として100万円を入金した（甲46、乙19、被告猪原本人）。

ク 9月11日

10 被告猪原は、原告に対し電話をし、追加で100万円の入金を要請したところ、原告は、被告会社に対し、委託証拠金として100万円を入金した（甲46、乙19、被告猪原本人）。

ケ 10月5日

15 被告猪原は、原告に対し電話をし、追加で100万円の入金を要請したところ、原告は、被告猪原に対し、委託証拠金として100万円を入金し預託した（甲46、乙19、被告猪原本人）。

コ 10月6日

原告は、10月5日に発行された、同日時点の取引内容が記載された残高照合通知書（回答書）（乙26の3）に相違ない旨記入した。

サ 10月24日

20 被告猪原は、原告に対し電話をし、追加で100万円の入金を要請したところ、原告は、被告会社に対し、委託証拠金として100万円を入金した（甲46、乙19、被告猪原本人）。

シ 10月25日

25 被告猪原は、原告に対し電話をし、追加で100万円の入金を要請したところ、原告は、被告会社に対し、委託証拠金として100万円を入金した（甲46、乙19、被告猪原本人）。

ス 11月2日

5

原告は、被告猪原との電話で、貯金がなくなり資金が尽きた旨を話したが、被告猪原は、少なくとも年内の約2か月程度は取引を継続するように勧誘した。また、原告は、被告猪原に対し、本件取引開始当初、被告東海から、年内には500万円を預ければ3000万くらいは取れます等と言わっていたことを話した。(甲44の2、乙77の2)

セ 11月20日

10

被告向野は、原告に対し電話をし、追加で100万円の入金を要請したところ、原告は、被告会社に対し、委託証拠金として100万円を入金した。なお、原告が本件取引に関し、委託証拠金を入金したのは、この日が最後であり、同日時点の入金額は1681万4000円であった。(甲46、乙19、被告向野本人)

ソ 11月23日

15

20

25

原告は、豊橋西駅の喫茶店において被告向野と面談し、アンケート(乙31)に記入の上、署名した。原告は、同アンケートにおいて、営業担当者との日頃の連絡について、「よく電話で話している。」に丸印を付け、委託のガイドの内容について、「何度か読んだのでおおよそわかる。」に丸印を付け、商品先物取引の損益の仕組みについて、「損益計算は出来ないが、売買計算書で確認している。」に丸印を付け、証拠金制度の仕組みについて、「証拠金の不足額を期限までに預託しない場合、建玉が処分される場合があることについては、承知している。」に丸印を付け、サーキットブレーカー及び制限値幅について、「東工・東穀取市場での、特定の商品(金)のサーキットブレーカー幅については承知している。」に丸印を付け、相場の判断材料について、「新聞、雑誌、マスメディア等」、「営業担当者の話」、「インターネット」のそれぞれ3つに丸印を付け、売買の判断について、「営業担当者と相談しながら。」に丸印を付け、相場での利益

又は損失が最終的に委託者に帰属することについて、「理解している。」に丸印を付けた。

原告は、前記面談の際、11月22日に発行された、同日時点の取引内容が記載された残高照合通知書（回答書）（乙26の4）に自己資金の取引である旨記載した。
5

また、被告向野は、前記面談の際、原告から資金がない旨伝えられていたにもかかわらず、原告に対し、引き続き委託証拠金の入金を要請した上、取引を継続することを何度も提案したが、結局、原告は更なる入金及び取引の指示は出さなかった。原告は、被告向野に対し、本件取引開始当初、被告東海から、500万円を準備してもらえば、年末には3000万円になる等と言われた旨を話した。（甲44の3、乙77の3、弁論の全趣旨）
10

(4) 取引終了に至る経緯

ア 11月26日

原告は、午前8時頃、被告向野に対し電話をし、取引終了を依頼した。原告は、午後12時半頃、再度被告向野に対し電話をし、取引終了を依頼したところ、被告向野は、原告が追加の入金を何度も断ったことから、現状の委託証拠金残高内で更なる取引を勧誘した。原告は、被告向野の勧誘を断り、決済を依頼した。被告向野は、午後6時半頃、原告に対し電話をし、「金を全て決済したが、石原さんがもう一度取引をするといえれば取引できる状態です」等と言った。（甲44の4、甲44の5、甲46、原告本人）
20

イ 11月28日及び29日

原告は、原告代理人の指示の下、被告向野に対し電話をし、残金の振込を依頼したところ、被告向野は、再度取引の勧誘を行ったものの、最終的
25

には振込を承諾し、同月 29 日、残金の全額である 137 万 4200 円が入金された（甲 44 の 6、原告本人）。

2 争点(1)（被告従業員らの勧誘行為、受託行為の違法性）について

(1) 争点(1)ア（不招請勧誘禁止違反）について

5 ア 原告は、被告東海が突然原告の勤務先に電話をかけてきて勤務先を訪問し、先物取引の勧誘をしてきたものであり、被告東海のかかる行為は、法第 214 条 9 号に違反する旨主張する。

しかしながら、原告は、本人尋問において、7 月 20 日の初回面談時に、被告東海は金の現物取引の勧誘をしてきた旨供述し、前記認定事実(2)アのとおり、被告東海は、原告に対して通常取引の勧誘は行っていないものと認められる。そうだとすると、被告東海が 7 月 20 日において法第 214 条 9 号、法施行規則 102 条及び法施行令 30 条に違反する勧誘を原告に対して行っていたものとはいえない。

10 イ(ア) 次に、原告は、その後被告東海が、原告から通常取引の勧誘招請がなされていないにもかかわらず、原告に対し、本件パンフレットを使用して、通常取引の説明ないし推奨・勧誘を行い、実質的に通常取引の説明ないし推奨・勧誘を行っているものであるから、法第 214 条 9 号に違反する旨主張する。

15 イ) 法第 214 条 9 号は、商品取引契約の締結の勧誘を要請していない顧客に対し、訪問又は電話をかけて、商品取引契約の締結の勧誘することを原則として禁止しているところ、顧客の要請以前に、顧客に対する勧誘が行われたことを受けて顧客が勧誘を要請するなど、実質的にみて顧客からの勧誘の要請があったと考えられない場合には、法第 214 条 9 号に違反したものとして、不法行為法上も違法であるというべきである。

20 (ウ) 前記認定事実(2)イによれば、原告が、被告東海に対し、本件招請書を

差し入れる以前に、被告東海は、本件パンフレット用いて説明を行い、
本件パンフレットには通常取引に関する記載があることが認められる。
しかしながら、本件パンフレットは損失限定取引と通常取引を比較する
ものであり、損失限定取引を理解するために両者を比較することが不適
切とはいえず、また、前記第2の2(3)アのとおり、利益時において、損
失限定取引の利益率14.4%と比較して、通常取引の利益率は96.
8%と高い利益率が記載されているとともに、損失時において、損失限
定取引の利益率-25.6%と比較して、通常取引の利益率は-141.
3%と高い損失率が記載されており、これを用いることが直ちに実質的
な通常取引の勧誘とはいえない。なお、本件パンフレットにおいては、
損失限定取引の必要証拠金が50万円とされているのに対し、通常取引
の必要証拠金は8万4000円とされており、証拠金の安さの点において、
通常取引の方が損失限定取引よりも有利であるとの印象を抱かせる
おそれのある記載があって、適切な説明資料とはいえない面もあるが、
同記載も損失限定取引から勧誘に入ることが前提の記載とみることが
できるから、後述のとおり、少ない証拠金で多くの取引ができるとの印
象を与え、これが頻繁な取引への勧誘となる点はともかくとして、取引
例における利益と損失を、損失限定取引の場合と通常取引の場合とで、
客観的な数値として比較対照したものということができ、本件パンフレ
ットを用いたことのみをもって、直ちに被告会社の従業員において、通
常取引の有利性・メリットを強調した上で、通常取引の勧誘を行ってい
るものと推認することはできない。

そして、原告においては、被告東海により、本件パンフレットを用いて、通常取引の有利性・メリットを殊更強調されたなどといった説明状況に関する具体的な主張や供述がなされているとはいせず、被告東海が本人尋問において、本件パンフレットを用いて、損失限定取引と通常取

引との比較を説明したにすぎないと一貫して供述していることなどに照らせば、被告東海は、同書面を用いて実質的に通常取引の説明ないし推奨・勧誘を行っていたものとまでは認められない。

したがって、被告東海の勧誘が法第214条9号に違反するとはいえる、不招請勧誘禁止違反は認められない。

5 (2) 争点(1)イ（適合性原則違反）について

ア 商品先物取引は、仕組みが複雑で相場の予測が困難であり、証拠金取引のために予測困難な多大な損害が生じる可能性がある、リスクの高い取引である。このような取引においては、顧客が短期間に多額の損失を被る可能性があるから、商品取引員ないしその従業員は、取引を勧誘する顧客につき、知識、経験、財産状況、投資意向等、商品先物取引に参加するにあたっての適合性の調査を行わなければならない（法第215条参考）。そして、商品取引員ないしその従業員は、顧客の意向と実情に反して、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘するなど、適合性の原則から著しく逸脱した取引の勧誘をしてこれを行わせたときは、当該行為は不法行為法上も違法となると解される（最高裁平成17年7月14日第一小法廷判決・民集59巻6号1323頁参照）。

イ 前記第2の2(1)アのとおり、原告は、本件取引以前に商品先物取引の経験がなかったものではあるが、本件取引が開始された7月26日当時、38歳であり、平成15年に [] に入社後、約10年間という長期間にわたって勤務経験があり、本件取引当時は専務取締役を務めていたことに照らすと、原告においては、商品先物取引の仕組み等について一応の理解をする能力自体はあったものと推認される。また、前記認定事実(1)のとおり、年収は約500万円ないし550万円程度であったこと、資産としては約1800万円の預貯金及び約100万円の自社株式のほか積立保険といった資産を保有していたことからすれば、流動資産等を用い

て商品先物取引を行う資金的余裕がなかったともいえない。また、原告が、被告東海から本件パンフレットの内容について説明を受けた上で、被告東海に対して通常取引の説明を求めていたことに照らし、商品先物取引を行うこと自体が、原告の投資意向に反していたということはできない。

5 ウ 次に、原告は、被告東海が、原告の資産・収入の状況や投資意向についての調査・確認義務を何ら尽くすことなく、積極的かつ一方的に主導して、原告の適合性に照らして過大な投資可能資金額を設定させた上、本件取引を開始させたものであり、取引開始段階における適合性原則違反（適合性の調査・確認義務違反）が認められる旨主張する。

10 エ 前記認定事実(2)イによれば、被告東海は、投資可能資金額の記入に当たっては、原告が申告した預貯金の上限である1500万円及び金融資産（積立保険）の上限である2000万円をそれぞれ足した50%までが被告会社の中で投資可能資金額として設定できる金額である旨説明し、原告は、被告東海の説明どおり、前記上限を足した3500万円の50%の金額に当たる1750万円を投資可能資金額として記入したことが認められる。

この点について、投資可能資金額とは、顧客が、商品先物取引の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額であり、顧客の適合性を判断する上で重要な要素と考えられるところ、商品先物取引業者は、顧客に投資可能資金額の申告を求める際は、その意味を顧客が理解できるように、分かりやすく説明すべきであるといえる。

20 被告東海の前記説明は、前記第2の2(5)イの本件審査規程に基づくものであると考えられるが、かかる説明は、被告会社における投資可能資金額の設定上の上限を説明したものにすぎない。そして、前記認定事実(2)イによれば、被告東海は、原告から、その投資意向が500万円ないし600万円と聞くや、原告が結婚する予定で結婚資金を必要としていたことを認識していたにもかかわらず、これを殊更取り上げず、初期投資が後述のとお

り 3 分の 1 の制限を受けることから、原告が申告・記載した資金であれば投資可能資金額 1 7 5 0 万円との認定が被告会社としては可能であり、5 0 0 万円程度の投資意向に沿えると説明したものである。被告東海は、いわば、投資意向額に合うように投資可能資金額を設定したものであり、預貯金の使途を含む資産の投資可能性を検討し、これに基づき投資意向に沿った金額の取引をすることが適合するか否かを判断をしておらず、自己の一方的な説明に基づいた原告の投資可能資金額 1 7 5 0 万円の申告・記載のみで適合性を有するものと判断して本件取引の勧誘、受託を開始したものと認められる。

10 もっとも、前記結婚資金については原告本人尋問の結果によっても必要とするのは 2 0 0 万円ぐらいのことであり、前記原告の理解力や預貯金等の財産状況などの実情に照らすと、原告が本件取引を行うこと自体について適合性を欠くとはいはず、原告にとって、投資可能資金額を 1 7 5 0 万円と設定した本件取引が明らかに過大な危険を伴う取引であるとまでは認められないことからすれば、被告東海による本件取引の勧誘、受託を開始した態様が前記のとおり適切であるとは言い難いものの、適合性原則から著しく逸脱した勧誘を行ったとまでは認められない。

20 したがって、本件取引開始時における適合性原則違反は認められないというべきである。なお、原告が主張する本件取引継続段階の適合性原則違反については、過当取引等（争点(1)かないしキ）における判断と重なる部分が多いと解されるので、後述する。

(3) 争点(1)ウ（説明義務違反）について

ア 原告は、被告東海が本件取引を勧誘するに当たり、先物取引に習熟していない原告の理解度に照らし、先物取引の仕組み、危険性等について説明をしておらず、また、本件取引継続中に行われた両建て、相場の予想が外れた場合の対処方法、手数料の累積等についても十分な説明がなかった旨

主張する。

イ 商品先物取引は、前記2(2)アのとおり投機性の高い取引であり、その仕組みを理解するのは一般人には必ずしも容易ではないこと、商品市場における相場の推移は、当該商品の需給バランスのみならず、政治、経済等の多様な要因の影響を受けて大きく変動し、その確実な予測は不可能であること等が認められると、商品取引員は、受託契約を締結しようとする顧客に対し、商品先物取引の仕組み及びその危険性等について説明し、当該顧客が商品先物取引には危険が伴うことを認識した上で、その自主的判断に基づいて取引を委託するかどうかを決することができるよう説明すべき義務があるというべきである(法第217条及び218条参照)。そこで、前記義務に違反して商品先物取引の委託を勧誘することは、不法行為法上、違法性を有するというべきである。

ウ 前記認定事実(2)によれば、被告東海が、7月23日に約1時間程度、原告に対し、「委託のガイド(通常取引契約)」(乙9の1、甲2)、「取引証拠金等一覧」(乙9の2)、「委託手数料一覧表(通常取引)」(乙9の3)を交付し、「お取引にあたって」と題する書面(乙10の1)を示して、これに下線や具体的数字を書き込みながら、商品先物取引の基本的仕組みや商品先物取引がハイリスク・ハイリターンの取引であって預託した証拠金以上の損失が生じ得る危険があること、各種証拠金及び証拠金不足、相場の予想が外れた場合の商品先物取引のテクニック、差玉向い(利益相反取引)等に関する説明をしたこと、その際、原告は、「お取引にあたって」の末尾において、全ての項目の説明を受け理解している旨回答したこと、加えて、商品先物取引理解度確認書(乙12の1)においても、商品先物取引のテクニック及び委託手数料一覧表の説明について「だいたい理解できた」と回答し、差玉向いの説明について「理解できた」と回答していること、さらに7月24日、訴外酒井からも約45分程度、相場が逆に

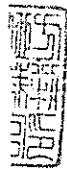
動いたとき等に関するリスク対処法について、重ねて説明を受けたことなどからすれば、被告東海ないし訴外酒井は、原告に対し、商品先物取引の仕組み、危険性、相場が外れた場合の対処方法や両建て、手数料等について一通り説明したものと認められる。そして、原告の前記(2)イの属性に照らせば、これらを一応は理解した上で本件取引を開始したものと認められるのが相当である。

以上の事実からすれば、原告主張の説明義務違反は認められない。

(4) 爭点(1)エ（新規委託者保護義務違反）について

ア 商品先物取引は、前記2(2)アのとおり投機性の高い取引であり、専門的な知識を有しない委託者には的確な投資判断を行うことが困難な取引であるから、商品取引員及びその従業員は、信義則上、商品先物取引についての知識や経験に乏しい新規委託者を保護するために一定期間の習熟期間を設け、その間は取引の規模（建玉の数量）を一定以内に制限しなければならない義務、すなわち新規委託者保護義務を負うものと解され、同義務に違反して商品先物取引の委託を勧誘することは、不法行為法上、違法性を有するというべきである。

そして、前記第2の2(5)のとおり、本件取引当時の本件管理規則においても、委託者の保護育成措置が規定されているところ、原告が未経験者にあたることは争いがないといえることからすれば、本件管理規則に照らしても、被告会社ないしその従業員においては、原告を「未経験者」として保護育成措置を講ずる義務を負うとともに、少なくとも当該保護期間である3か月間においては、原告に対し、無理のない金額の範囲内の取引を勧め、限度を超えた取引をすることのないよう助言すべきであり、短期間に相応の建玉枚数の範囲を超えた頻繁な取引を勧誘したり、損失回復を企図してさらに過大な取引を継続して損失を重ね、次第に深みにはまってい



くような事態が生じるような取引を勧誘してはならない義務を負っていたと解すべきである。

イ(ア) 本件では、原告は投資可能資金額を1750万円と申告しており、この3分の1の金額は約583万3333円となるところ、被告らが主張するように、初回建玉がなされた7月26日から保護期間が満了する10月25日までの間において、本件取引は、8月24日時点の総建玉に必要な証拠金583万2000円が最大であって、前記583万3333円にわずかに達しないため、直ちに本件管理規則に定める前記制限に違反するものとはいえない。

10 (イ) しかしながら、前記(2)エのとおり、原告が記載した投資可能資金額は、被告会社における投資可能資金額の設定上の制限に関する被告東海の説明どおりに記入したものと認められる。そして、原告が被告東海に対し、500万円くらいを投資する旨述べていたのであるから、投資可能資金額を本件審査規程の定める上限額とすることに合理性はないし、本件取引当初において、原告が実際に同資金額まで投資する意向があったとは認めがたい。そうすると、本件においては、保護期間における証拠金の額が、上記投資可能資金額の3分の1をわずかに越えなかったからといって、直ちに新規委託者保護義務違反とならないとするることはできない。

20 (ウ) 前記認定事実(3)及び別紙建玉分析表のとおり、原告は、取引開始からわずか4日後の7月30日には、被告東海の指示のとおり、指示書(乙18)を差し入れて両建てを開始し、取引開始後3か月の保護期間内において、被告東海及び被告猪原が、別紙建玉分析表のとおり取引を勧誘・受託した結果、新規建玉162件のうち、本件取引において行われた特定売買の内訳は、直し（既存の建玉を仕切った日と同じ日に、これと同一のポジションの建玉（限月が異なる場合を含む。）を

行うこと) 17件, 途転(既存の建玉を仕切る日と同じ日に, 反対のポジションの建玉(限月が異なる場合を含む。)を行うこと) 25件, 両建て(既存建玉に対応させて反対建玉(限月が異なる場合を含む。)を行うこと) 110件であり, さらに仕切の内容についてみると, 日計り(新規に建玉し, 同一日内に手仕舞を行っているもの)が4件, 手数料不抜け(売買取引により利益が発生したものの, 当該利益が委託手数料より少なく, 差引損となっているもの)が5件あり, 相当多数の特定売買が行われており(ただし, 1回の取引で複数の特定売買に該当するものについて重複も含めて全てカウントした回数である。
5
以下同じ。), これらによる売買損失及び委託手数料が重なり, 原告は合計936万2230円もの損失を被っている。また, 建玉枚数については, 本件取引開始から3か月間で, 3銘柄合わせて合計597枚に及んでいる。平成10年の法の改正前は, 先物取引業界の自主規制基準等により, 取引開始から3か月は受託枚数を原則として20枚以内に制限するものされていたところ, そのような枚数制限は現在ではされていないとはいえる, 先物取引の危険性については変わりがないのであるから, これを大きく超える取引枚数を受注することは, 本来相当ではないと考えられるが, 原告の取引枚数は前記の通り, 新規委託者にとって相当多量なものであったといわざるを得ない。加えて, 月間売買回転率についてみると, 本件取引がザラバ取引であることを考慮した上で一定期間に何回落玉がされたかを月ベースに換算して計算すると, 仕切り回数が198回であるのに対し, 全取引日数が124日間であるから, 月平均で47.90回もの取引が行われていたことになる。
10
15
20
25

これに対し, 被告らは, 利益となった取引は特定売買に当たらないなどとして, 特定売買比率, 手数料化率, 月間売買回転率の数値が異なる

旨及び同数値に基づく取引の違法性判断には意味がない旨主張する。しかしながら、手数料稼ぎを目的とした不相当な取引は、相場の変動によって結果的に利益となったとしても、不相当であることには変わりがなく、本件取引の相当性を客観的に分析する上で、取引の利益・損失を加味せずに特定売買に該当するかどうかを判断することは特段不合理であるとはいえない。また、取引回数については、前記のとおり特定売買比率を計算する上での分母として、建玉の仕切りごとに取引回数を数えるのであるから、分子である特定売買回数についても、ザラバ取引であることを考慮した上で、分かれた建玉ごとに数えることが合理的である。

被告らの主張は、取引回数については、ザラバ取引であることを考慮した上で算出し、特定売買回数については、委託者の売買指示回数を基準とするものであって整合性に欠ける。被告らの主張は、本件取引における特定売買ないし取引回数等の有意性を具体的に主張立証するものではなく、上記認定を覆すに足りず、他にこの認定を左右するに足りる証拠はない。

(エ) 以上を総合すると、原告は、先物取引の経験がない新規委託者であり、年収が500万円程度であり、当初の投資意向が500万円程度であったのであり、前記保護期間における本件取引の取引枚数、特定売買の回数、月平均売買回数は、明らかに過大な取引である。被告東海及び被告猪原は、前記保護期間を習熟期間として、原告に対し、先物取引の危険性を体験させつつ、当初の投資意向に合致するように、無理のない金額の範囲内での取引を勧め、限度を超えた取引をすることのないよう助言し、その保護育成をなすべきであったといえる。しかしながら、本件取引において、被告東海及び被告猪原が、原告が過当な取引をすることのないよう助言したりするなど配慮したことは認められず、短期間のうちに原告の取引を拡大させ、その結果、原告が深みにはまり、当初の

投資意向の3倍以上の損失をわずか4か月で生じる事態に陥ったものといわざるを得ない。

したがって、被告東海及び被告猪原の受託行為には、新規委託者保護義務違反が認められ、不法行為法上も違法であるといえる。

5 (5) 争点(1)オ (実質的一任売買)について

ア 原告は、先物取引に関する知識及び経験がなく、自主的に相場を予測して取引の数量、取引金額等を指示して取引を行う能力を有しておらず、多忙であったことから、被告従業員らの提案を承諾していたにすぎず、被告従業員らが本件取引内容を決めており、実質的には一任売買であった旨主張する。

イ しかしながら、前記認定事実(3)によれば、被告従業員らは、各取引の際には原告に対して電話をかけ、市況の情報提供を行った上で原告と取引内容を確認しており、被告従業員らが原告の指示がない状態で建玉や仕切りを行ったことは認められないこと、原告においても、被告従業員らと協力して共同して取引を行っていた認識を有していたこと（甲44、原告本人）、原告は、残高照合通知書を確認の上、専ら相違がない旨回答しており、本人尋問期日において、本件取引の内自分の知らない取引はない旨供述し（原告本人）、取引内容を把握していたと認められること、加えて、前記2(2)認定説示のとおり、原告においては商品先物取引の仕組み等を理解する能力があったものと考えられることに照らせば、たとえ原告が被告従業員らの提案する取引の意味内容を十分理解することなく承諾していたとしても、原告の意思決定の自由が存しないような形で本件取引が行われていたとまでは認められず、被告従業員らによる実質的一任売買が行われていた事実は認められない。

10
15
20
25 (6) 争点(1)カないしク (過当取引、指導・助言義務違反及び信任・誠実公正義務違反について)

ア 商品先物取引において、受託者が委託者に対し、何らかの合理的な理由や必要性もないのに頻繁に取引を繰り返させて、委託者の損失を手数料に転化させたと認められるような場合には、受託者がその委託の本旨に反し、委託者の利益を害するものであり、社会的相当性を逸脱したものとして違法性を有するものと解される。そして、いわゆる特定売買は、相場の変動状況によっては有用な取引手法となる場合があるものの、特定売買の取引手法によると、取引回数が必然的に増加し、商品取引員の取得する委託手数料が増える一方で、顧客の手数料負担が増大することを考慮すると、取引期間中の特定売買比率及び手数料化率が高率である場合には、当該取引手法が商品取引員による手数料稼ぎの手段として利用されたものと推認するのが合理的である。

イ 前記認定説示(2)及び(4)のとおり、原告は、被告東海に対し、500万円程度の資金で取引を行いたいとの投資意向を表明し、被告東海はこれを認識していたにもかかわらず、被告東海による投資可能資金額の前記説明により、被告会社に提出した口座開設申込書には、投資可能資金額1750万円と記載された。

また、前記認定事実(3)によれば、被告東海は、原告に対し、本件取引開始時点で合計581万4000円、本件取引開始後18日（8月13日まで）で1081万4000円、本件取引開始後3か月（10月25日）で1581万4000円もの証拠金を入金させて取引を拡大させた。本件取引の期間は、7月26日から同年11月26日までの124日間であり、取引回数は198回（新規建玉と仕切りの回数）、月間売買回転率は47.90回、取引枚数は合計748枚にも上っていた。また、本件取引において行われた特定売買の内訳は、138回の両建てのほか、直し17回、途転34回、日計り4回、手数料不抜け5回の各特定売買が含まれており、全取引回数における特定売買比率は100.00%に上っている。

さらに、手数料化率にいたっては83.21%（差引損益合計1543万9800円、うち手数料合計1284万7800円）に上っていた。

このように、本件取引は、被告東海の主導の下で、商品先物取引経験がなく、新規委託者であった原告の投資意向と乖離した投資可能資金額が設定された上、被告従業員らにより前記のような特定売買比率及び手数料化率がいずれも高率で大量かつ多額の取引が行われたものであり、被告会社による手数料稼ぎの意図を推認させる。

これに対し、被告らは、前記(4)イ(ウ)同様に、利益となった取引は特定売買に当たらないなどとして、特定売買比率、手数料化率、月間売買回転率の数値が異なる旨及び同数値に基づく取引の違法性判断には意味がない旨主張するが、前記(4)イ(ウ)認定説示のとおりであって、上記認定を覆すに足りず、他にこの認定を左右するに足りる証拠はない。

ウ 以上のとおり、被告従業員らは、過大な投資可能資金額を設定の上、取引の拡大により原告が多額の損失を被る危険を抑制するための指導・助言を行うこともなく、手数料稼ぎの目的で、相当回数に及ぶ特定売買を含め、原告の資産状況等に照らして過大な取引を勧誘、受託して多額の損失を被らせたものであるから、被告従業員らによる前記行為は、社会的相当性を逸脱した違法なものといえ、原告に対する指導・助言義務、更には信任・誠実公正義務にも違反するものと認められる。

20 3 争点(2)（被告従業員らの不法行為に関する被告会社の使用者責任の成否）について

前記2(1)ないし(6)認定説示のとおり、被告従業員らは、本件取引において、新規委託者保護義務違反、過当取引等をしたものであり、手数料稼ぎの目的があったといわざるを得ない。一般の顧客が商品取引員に委託して、商品先物取引を行う過程は、類型的に勧誘に始まり、商品先物取引委託契約の締結、同契約に基づく具体的な建玉、そして終局的な取引の手仕舞いという一

連の形をとり、一般の委託者を保護するためには、前記一連の過程の全てについて適切な規制がなされることが必要不可欠であると考えられることから、商品取引員等の行為の違法性の有無も前記一連の過程を全体的に考察してこれを判断すべきであるところ、本件取引における被告従業員らによる勧誘・受託行為は本件取引に関わる一連の不法行為であり、客観的関連共同性が認められるから、共同不法行為が成立するというべきである。そして、被告会社は被告従業員らの使用者であり、上記不法行為は被告会社の業務に関して行われたことは明らかであるから、被告会社は原告に対し使用者責任を負うというべきである。

5

10 4 爭点(4)（被告有馬及び被告桜井の会社法429条1項に基づく責任の成否）
について

(1) 原告は、被告有馬及び被告桜井が、被告会社の従業員が不招請勧誘禁止違反、適合性原則違反、新規委託者保護義務違反、両建てによる過当売買等の違法行為をして委託者に損害を与える可能性があることを十分認識しながら、法令遵守のための従業員教育、懲戒制度の活用等の適切な措置を執ることなく、また、従業員による違法行為を抑止し、再発を防止するための実効的な方策や、内部統制システムを適切に整備、運営することを怠り、業務の執行又はその管理を重過失により懈怠した旨主張する。

15

20 (2) そこで検討するに、前提事実及び前記認定事実に加え、関係各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の各事実が認められる（認定に供した主要な証拠等は、括弧内に記載した。）。

ア 本件行政処分後の経過

25

被告会社は、本件行政処分を受けて、平成20年1月11日、「行政処分に関するお知らせ」と題する書面により（甲10）、「今後は、法令違反の再発防止と適正な業務運営を遂行するため、人事の刷新を図り、法令遵守体制及び内部管理体制等を充実し、全社を挙げて皆様からの信頼回復に

向けて全力で取り組んでまいる所存でございます。」等と発表した（甲10）。

なお、被告会社は、前記処分以降現在に至るまで、主務省等から行政処分を受けたことはない（乙52、弁論の全趣旨）。

5 イ 被告会社における紛議の状況等

（ア）日本弁護士連合会消費者問題対策委員会が発刊した先物被害者白書2002年度版（甲32）において、被告会社は、平成13年3月時点には4件の苦情・紛争・訴訟（うち、訴訟は2件）、平成14年8月末時点には6件の紛争・訴訟（うち、訴訟は2件）、平成14年3月から5月にかけては先物取引被害110番における15件の苦情があることが報告されている。

また、先物被害者白書2005年度版（甲33）において、被告会社は、平成16年9月末時点には10件の紛争・訴訟（うち、訴訟は3件）、平成16年10月から12月にかけては先物取引被害110番における10件の苦情があることが報告されている。

（イ）被告会社に対しては、平成15年から平成18年頃における取引に関連して、適合性原則違反、新規委託者保護義務違反、過当取引、両建て勧誘などの、本件と同様の問題点を含んだ被告会社の従業員による違法行為、取締役の第三者に対する責任を認め、委託者による損害賠償請求を認容する判決が出されていた（甲16ないし甲18、甲37の1）。

（ウ）被告会社は、自身で把握しているところによれば、平成23年度においては、苦情6件、訴訟6件、未解決訴訟合計11件、平成24年度においては、苦情13件、訴訟3件、未解決訴訟合計11件、平成25年度においては、苦情8件、訴訟6件、未解決訴訟合計11件を抱えていた（弁論の全趣旨）。

ウ 被告会社における法令遵守に向けた各規程等

(ア) 被告会社は、平成23年1月1日、営業外務員に対する懲罰規程（乙97）を従前の規定を一部改正する形で策定した（同規程の実施開始は平成18年5月19日）。同規程には、懲戒の事由や懲戒処分等について定められていた。また、被告会社は、平成23年1月付けの社内監査規程（乙98）を策定した。

(イ) 被告会社は、平成23年4月、受託業務管理規則に係る勧誘規程（乙96）を従前の規定を一部改正する形で策定した（同規程の実施開始は平成18年5月19日）。同規程には、顧客の意思確認の徹底、不招請勧誘についての判断基準、契約締結に際しての書面交付、説明義務、取引内容の理解度の確認、顧客の属性の把握、新規委託者の育成措置等に関する遵守事項が定められていた。

(ウ) 被告会社は、名古屋サテライト支店において、平成24年2月17日を監査基準日、平成23年8月18日から平成24年2月17日を監査対象期間として、同年2月20日から同月21日にかけて社内監査を実施した（乙99）。

また、被告会社は、本件取引終了後において、本件取引期間を含む社内監査として、被告会社の名古屋サテライト支店において、平成25年1月18日を監査基準日、平成24年8月1日から平成25年1月18日を監査対象期間として、同年1月21日から同月22日にかけて社内監査を実施した。被告会社は、平成25年8月5日、日本商品取引協会に対し、前記社内監査の状況に関する報告を行った。（乙103、乙105）

(3)ア 商品先物取引においては、委託者保護の見地から、商品先物取引法、商品先物取引法施行規則、商品先物取引法施行令、受託等業務規則、受託契約準則、主務省による監督指針等において、種々の規制が行われているところ、商品取引員等が委託者を勧誘し、受託をする際、その行為がこれら

の規制に著しく反する場合は不法行為となることは前記2認定説示のとおりである。そうだとすると、商品取引員の代表取締役は、勧誘・受託を行う従業員が前記諸規定に定められた各義務を実際に履行することを確保するため、会社内において法令等遵守及び内部管理体制を確立・整備し、適正な勧誘・受託の履行を確保する義務を負っていると解される。

5

10

15

20

25

イ(ア) これを本件についてみると、投資可能資金額は、適合性原則及び新規委託者保護との関係において、取引数量や損失額等を制限する上で重要な基準になるものであるところ、前記2(4)イ(イ)のとおり、被告東海による前記説明によれば、被告会社においては、投資可能資金額の設定が被告会社の上限に沿った形で行われ、顧客の財産状況に鑑みた申告が軽視されていたことがうかがえる。加えて、前記4(2)ウ(イ)によれば、平成23年指針（乙88）が求めるような、投資可能資金額に関し、従業員が顧客に投資可能資金額の申告を求める際に、その意味を顧客が理解できるように、分かりやすく説明すべきである等の規定は、被告会社策定の勧誘規程には存在しない。前記勧誘規程には、顧客の財産状況に関する情報提供を求め、把握に努める旨規定されているものの、前記2(2)認定説示のとおり、本件取引の勧誘過程において、顧客の財産状況を適切に把握した上で投資可能資金額の説明・申告がなされたような事実は認められない。

(イ) また、本件取引についてみると、前記1(3)認定事実によれば、指示書（乙18）は、本件取引開始後わずか4日後の7月30日に、被告東海の指示する文言どおりに原告が記載して作成されたものにすぎないこと、前記2(6)のとおり、特定売買の回数及び損失額が多大なことに照らすと、被告従業員らは、原告が両建て等の意義を十分に理解しないまま取引の指示をし、これを受けて本件取引を行っていたことが推認できる。

(ウ) 次に、前記2(4)及び(6)のとおり、本件取引は、投資経験のなかった原告にとって、過大な取引であって、特定売買も多数行われており、新規委託者保護義務違反及び過当取引等に当たるところ、被告従業員らは、原告の投資意向と乖離した投資可能資金額を設定して、本件取引を行わせており、原告の過大な取引数を把握しながら、制御を促すなどの措置を一切執らなかつた。しかも、前記1認定事実(4)によれば、被告従業員らは、原告に多額の損失が生じ、資金が尽き、取引を終了したい意向を示していたにもかかわらず、損失を回復させるなどの名目で更なる取引を勧誘し、多数の取引を受託しようとした姿勢が認められる。

そして、このような被告従業員らの違法な勧誘行為の態様に照らすと、被告有馬及び被告桜井においては、被告従業員らが新規委託者保護義務違反、過当取引等により、委託者に損害を与えることがないよう法令等遵守のための従業員教育、懲戒制度の活用等の適切な措置を執ること等、法令等遵守及び内部管理体制を実効性のある形で確立・整備し、適正な勧誘・受託の履行を確保する措置をとっていたとは認めがたいというべきである。

(エ) これに対し、被告らは、被告会社においては、取締役会においてもコンプライアンスを意識した議事の進行を図り、受託業務管理規則の改定、各種研修、管理部による社内監査を実施し、これによって、法令等遵守及び内部管理体制を確立・整備してきた旨主張する。

前記4(2)ア及びウ認定事実によれば、本件行政処分以後、被告会社においては、営業外務員に対する懲罰規程（乙97）、受託業務管理規則に係る勧誘規程（乙96）、社内監査規程（乙98）等の各種規程が改正策定され、従業員に対する研修や社内監査などを実施してきたこと、被告会社は、本件行政処分以後は行政処分を受けていないこと、平成23年1月に法第193条1項3号に基づく許可を受けていることなど、

被告会社では、前記各規程等に沿い、法令等遵守体制や内部管理体制を構築しようとしてきたことが認められる。

しかしながら、前記認定事実4(2)によれば、被告会社が、本件行政処分以前の平成13年頃から平成18年頃にかけて、顧客との間で多数の紛争を抱え、多数の訴訟を提起され、適合性原則違反、新規委託者保護義務違反、両建てによる特定売買などの違法行為を認める判決が出されていたこと、主務省から受託業務停止処分（35営業日）及び業務改善命令という極めて重い本件行政処分を受け、前記第2の2(2)のとおり、同処分の中で、本件の違法事由と同様に、商品取引市場における取引等につき、特定の上場商品構成物品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引等と対当する取引等であってこれらの取引と数量又は期限を同一にしないものの委託を、その取引等を理解していない顧客から受けたことが指摘されていること、その後被告会社では、前記各種規程を改正策定していたが、その後も依然として顧客との間で多数の苦情、紛争、訴訟が発生し続けていたこと、実際に前記2認定説示のとおり、従前の訴訟や本件処分で指摘された事項と同様あるいは類似の事項について違法性が認められる。そうすると、被告有馬及び被告桜井においては、被告らが主張する前記各種規程及び諸施策の実効性に疑問を持つべきであり、被告従業員らが本件のような違法な勧誘行為を行うことは予見可能というべきであるから、内部管理体制を確立・整備を怠ったことについて、重過失が認められるというべきである。

ウ 以上によれば、被告有馬及び被告桜井は、法令等遵守及び内部管理体制を確立・整備し、適正な勧誘・受託の履行を確保すべき任務を懈怠しており、これと本件取引における被告従業員らの違法行為及び原告が被った損害との間には相当因果関係があると認められる。

したがって、被告有馬及び被告桜井は、原告に対し、連帶して、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負うものというべきである（同法430条）。

5 争点(5)及び争点(6)（原告の損害額及び過失相殺の成否）について

5 (1) 以上のとおり、被告従業員らは、本件取引において、新規委託者保護義務違反、過当取引、指導・助言義務違反及び信任・誠実公正義務違反などの違法行為を行い、原告に不合理な売買を繰り返させる等したものであり、本件取引における被告従業員らによる勧誘・受託行為は全体として違法なものといえ、原告に対する共同不法行為を構成し、また、被告会社は使用者責任を負い、被告有馬及び被告桜井においても会社法429条1項の責任を負うというべきである。

そして、本件取引終了時における原告の被告会社に対する委託証拠金残高は137万4200円であったことから、原告は本件取引による差引損1543万9800円の損失を被ったということができる。

15 (2) しかしながら、本件取引が商品先物取引という極めてリスクの高いものであることについては、本件取引当時、原告もこれを理解していたことが認められ、また、原告が、自己の投資予定額であった500万円以上の損失が拡大し続ける中でも自己の意思によって本件取引を継続していたこと等の本件に顕れた一切の事情を総合考慮すると、原告が損害の拡大に寄与した過失割合を4割と認め、これを過失相殺に基づき、前記損害の額から控除することが相当というべきである。

こうしたところ、前記割合による過失相殺後の原告の損害額は926万3880円である。また、本件不法行為と相当因果関係のある弁護士費用の額は92万6388円と認めるのが相当である。

25 そうすると、被告らが原告に対し賠償すべき損害額は、1019万0268円であり、被告従業員ら及び被告会社については、本件取引が終了し

た時点から同金額に対する年5分の割合による遅延損害金の支払義務が認められる。

これに対し、被告有馬及び被告桜井については、会社法429条1項に基づく損害賠償債務は期限の定めがない債務であることから、本訴状送達の日の翌日（被告有馬については、平成27年8月7日、被告桜井については平成27年8月6日）から上記金額に対する年5分の割合による遅延損害金の支払義務が認められる。

そして、被告らの原告に対する損害賠償債務は、不真正連帯債務というべきであることから、被告らは、原告に対し、それぞれの債務を連帯して支払うべき義務を負う。

第4 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、主文の限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求には理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第6部

裁判長裁判官 村野裕二

20

裁判官 川山泰弘

25

裁判官 出縄英行

建 玉 分 析 表

金銘柄

特定売買判定方法: パーケー1 (金件に押定) 交付有、不0、重板有、商品単独、限月無視、合算:無し ソト:約定日+商品銘柄+場所+登注日時+登録No

出力日: 2018年8月8日 時間: 16:29:01

No.	約定日付	商品名	場所	限月	新規	断続	規格外引	値段	約定金額(売上/元差)	託玉	預貯数	新規	断続	規格外引	値段	差引損益金額引損益累計額	差引損益手数料
1	2012/07/26	東工一金	12.45	2013/06	-	-	-	4036	20,180,000	-	5	0	5	-	-	-	-
2	2012/07/26	東工二金	12.45	2013/06	-	-	-	4036	80,720,000	-	25	0	25	-	-	-	-
3	2012/07/26	東工一金	12.45	2013/06	-	-	-	4036	32,288,000	-	33	0	33	-	-	-	-
4	2012/07/26	東工一金	12.45	2013/06	-	-	-	4035	4,035,000	-	34	1	34	-	-	-	-
5	2012/07/26	東工一金	09.10	2013/06	1	2012/07/26	12:44	4063	20,340,000	5	-	0	29	160,000	99,000	56,050	-
6	2012/07/27	東工二金	09.10	2013/06	2	2012/07/26	12:44	4063	81,360,000	20	-	0	9	640,000	306,000	224,200	280,250
7	2012/07/27	東工二金	09.10	2013/06	3	2012/07/26	12:44	4063	32,544,000	8	-	0	1	256,000	198,400	89,680	369,330
8	2012/07/27	東工一金	09.10	2013/06	4	2012/07/26	12:44	4068	4,068,000	1	-	0	0	33,000	19,800	12,210	382,140
9	2012/07/27	東工一金	09.10	2013/06	-	-	-	4068	38,312,000	34	-	-	34	0	-	-	-
10	2012/07/30	東工一金	13.09	2013/04	-	-	-	4100	65,700,000	-	-	-	17	-	-	-	-
11	2012/07/31	東工一金	13.09	2013/04	10	2012/07/30	13:01	4091	69,547,000	17	出	-	17	-	-	-	-
12	2012/08/01	東工一金	12.50	2013/04	-	-	-	4062	32,496,000	-	-	-	8	34	25	-	-
13	2012/08/01	東工一金	09.00	2013/04	-	-	-	4062	36,558,000	-	-	-	9	34	34	-	-
14	2012/08/01	東工一金	09.00	2013/04	-	-	-	4067	37,564,000	-	-	-	17	34	17	-	-
15	2012/08/02	東工一金	09.00	2013/06	9	2012/07/27	09:01	4046	48,084,000	12	新	-	17	-	-	-	-
16	2012/08/03	東工一金	09.00	2013/06	-	-	-	4007	32,056,000	8	新	-	12	34	-	-	-
17	2012/08/03	東工一金	09.00	2013/06	-	-	-	4007	52,091,000	13	新	-	20	34	-	-	-
18	2012/08/03	東工一金	09.00	2013/06	-	-	-	4007	4,007,000	1	新	-	33	34	-	-	-
19	2012/08/03	東工一金	09.00	2013/06	-	-	-	4060	32,480,000	8	出	-	34	0	34	748,000	41,140
20	2012/08/06	東工一金	12.41	2013/04	13	2012/08/01	09:01	4060	65,536,000	16	新	-	34	26	-16,000	198,400	-83,150
21	2012/08/06	東工一金	12.41	2013/04	14	2012/08/01	09:01	4059	36,531,000	9	新	-	34	17	-27,000	178,200	-124,290
22	2012/08/08	東工一金	09.00	2013/04	-	-	-	4081	65,296,000	-	-	-	20	34	-	-	-
23	2012/08/08	東工一金	09.00	2013/06	-	-	-	4081	4,081,000	-	-	-	33	34	-	-	-
24	2012/08/13	東工一金	12.59	2013/04	22	2012/08/08	09:01	4098	65,536,000	16	新	-	34	34	-	-	-
25	2012/08/13	東工一金	13.00	2013/06	16	2012/08/03	09:01	4098	49,176,000	-	新	-	12	22	-1,002,000	237,600	-572,220
26	2012/08/13	東工一金	13.00	2013/06	17	2012/08/03	09:01	4098	32,784,000	-	新	-	8	14	-738,000	158,400	-1,913,700
27	2012/08/13	東工一金	13.00	2013/06	18	2012/08/03	09:01	4097	53,261,000	-	新	-	13	1	-1,110,000	257,400	-894,320
28	2012/08/13	東工一金	13.00	2013/06	19	2012/08/03	09:01	4098	4,098,000	-	新	-	1	0	-91,000	19,800	-4,360,080
29	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29220	2,922,000	2	新	-	2	18	-	-	-
30	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29190	4,378,500	5	新	-	5	18	-	-	-
31	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29190	1,459,500	1	新	-	6	18	-	-	-
32	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29190	5,838,000	4	新	-	10	18	-	-	-
33	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29190	3,757,000	6	新	-	16	18	-	-	-
34	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29190	1,459,500	1	新	-	17	18	-	-	-
35	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29200	1,460,000	1	新	-	18	18	-	-	-
36	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29200	2,922,000	2	新	-	20	18	-	-	-
37	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29200	1,460,000	1	新	-	21	18	-	-	-
38	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29200	1,460,000	1	新	-	22	18	-	-	-
39	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29200	1,460,000	1	新	-	23	18	-	-	-
40	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29200	1,460,000	1	新	-	24	18	-	-	-
41	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29200	4,380,000	3	新	-	27	18	-	-	-
42	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29210	4,381,500	3	新	-	30	18	-	-	-
43	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29200	1,460,000	1	新	-	31	18	-	-	-
44	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29200	4,380,000	3	新	-	34	18	-	-	-
45	2012/08/13	東工一金	13.01	2013/07	-	-	-	29200	1,460,000	1	新	-	35	18	-	-	-

表 分析

金銘炳

No.	判定日付	商品名	場面	臨月	新規	新規	現量	引	貿易	売買数	差引損益金額	委託手数料	売買損益	差引損益	
46	2012/08/13	東森コーン	ト	13.01	2013/07		29200	1,460,000	1	新	36	18			
47	2012/08/13	東森コーン	ト	13.01	2013/07		29200	1,460,000	1	新	37	18			
48	2012/08/13	東森コーン	ト	13.01	2013/07		29200	1,460,000	1	新	38	18			
49	2012/08/13	東森コーン	ト	13.01	2013/07		29200	1,460,000	1	新	39	18			
50	2012/08/13	東森コーン	ト	13.01	2013/07		29200	1,460,000	1	新	40	18			
51	2012/08/14	東工二金	ト	09.45	2013/06		4072	8,144,000	2	新	42	19			
52	2012/08/14	東工二金	ト	09.45	2013/06		4072	4,072,000	1	新	43	18			
53	2012/08/14	東工二金	ト	09.45	2013/06		4072	28,504,000	7	新	50	18			
54	2012/08/14	東工二白金	ト	12.38	2013/06		3531	1,765,500	1	新	51	18			
55	2012/08/14	東工二白金	ト	12.38	2013/06		3531	3,531,000	2	新	53	18			
56	2012/08/14	東工二白金	ト	12.38	2013/06		3531	7,062,000	4	新	57	18			
57	2012/08/14	東工二白金	ト	12.38	2013/06		3532	1,766,000	1	新	58	18			
58	2012/08/14	東森コーン	ト	09.45	2013/07	29	2012/08/13 12:01	28680	2,866,000	2	新	42	140	-4,317,940	
59	2012/08/14	東森コーン	ト	09.45	2013/07	30	2012/08/13 13:01	28680	4,302,000	3	新	53	18	-55,710	-4,262,230
60	2012/08/14	東森コーン	ト	09.45	2013/07	31	2012/08/13 13:01	28680	1,434,000	1	新	52	18	-25,500	-18,570
61	2012/08/14	東森コーン	ト	09.45	2013/07	32	2012/08/13 13:01	28680	5,736,000	4	新	48	18	102,000	-26,400
62	2012/08/14	東森コーン	ト	09.45	2013/07	34	2012/08/13 13:01	28680	1,434,000	1	新	47	18	25,500	-6,600
63	2012/08/14	東森コーン	ト	09.45	2013/07	35	2012/08/13 13:01	28680	1,434,000	1	新	46	18	26,000	-6,600
64	2012/08/14	東森コーン	ト	09.45	2013/07	36	2012/08/13 13:01	28680	2,867,000	2	新	44	18	19,070	-4,131,740
65	2012/08/14	東森コーン	ト	12.37	2013/05		28880	1,444,000	1	新	45	19	55,000	-4,090,600	
66	2012/08/14	東森コーン	ト	12.37	2013/05		28880	1,444,000	1	新	44	20			
67	2012/08/14	東森コーン	ト	12.37	2013/05		28880	1,444,000	1	新	44	21			
68	2012/08/14	東森コーン	ト	12.37	2013/05		28880	1,444,000	1	新	44	22			
69	2012/08/14	東森コーン	ト	12.37	2013/05		28880	1,444,000	1	新	44	23			
70	2012/08/14	東森コーン	ト	12.37	2013/05		28880	1,443,000	1	新	44	24			
71	2012/08/14	東森コーン	ト	12.37	2013/05		28880	1,443,000	1	新	44	25			
72	2012/08/14	東森コーン	ト	12.37	2013/05		28880	1,443,000	1	新	44	26			
73	2012/08/14	東森コーン	ト	12.37	2013/05		28880	1,444,000	1	新	44	27			
74	2012/08/14	東森コーン	ト	12.42	2013/05		28880	1,444,000	1	新	44	28			
75	2012/08/14	東森コーン	ト	12.42	2013/05		28880	1,444,000	1	新	44	29			
76	2012/08/14	東森コーン	ト	12.42	2013/05		28880	1,444,000	1	新	44	30			
77	2012/08/14	東森コーン	ト	12.42	2013/05		28880	1,444,000	1	新	44	31			
78	2012/08/14	東森コーン	ト	12.42	2013/05		28880	1,444,000	1	新	44	32			
79	2012/08/14	東森コーン	ト	12.42	2013/05		28880	2,888,000	2	新	44	34			
80	2012/08/14	東森コーン	ト	12.45	2013/05		28880	1,444,000	1	新	44	35			
81	2012/08/14	東森コーン	ト	12.45	2013/05		28880	1,444,000	1	新	44	36			
82	2012/08/14	東森コーン	ト	12.45	2013/05		28880	1,444,000	1	新	44	37			
83	2012/08/14	東森コーン	ト	13.01	2013/07	33	2012/08/13 13:01	28670	8,601,000	1	新	156,000	39,600	114,420	-3,976,180
84	2012/08/14	東森コーン	ト	14.09	2013/05	65	2012/08/14 12:31	28770	1,438,500	1	新	5,500	6,600	-2,430	-3,988,610
85	2012/08/15	東森コーン	ト	14.09	2013/05	66	2012/08/14 12:31	28770	1,438,500	1	新	5,500	6,600	-12,430	-4,001,040
86	2012/08/15	東森コーン	ト	14.09	2013/05	67	2012/08/14 12:31	28780	1,439,000	1	新	5,000	6,600	-1,930	-4,012,970
87	2012/08/15	東森コーン	ト	14.09	2013/05	68	2012/08/14 12:31	28780	1,439,000	1	新	5,000	6,600	-1,930	-4,024,900
88	2012/08/15	東森コーン	ト	14.09	2013/05	69	2012/08/14 12:31	28780	1,438,500	1	新	5,000	6,600	-11,930	-4,036,830
89	2012/08/15	東森コーン	ト	14.09	2013/05	73	2012/08/14 12:31	28770	1,438,500	1	新	5,500	6,600	-12,430	-4,049,260

五 分 析 表

金銘柄
金銘柄

特定売買判定方法: ハ'タ'ル (金件に判定) 付有、不0、並投有、商品単独、限月無視、合算:無し ソ'ト:約定日+商品銘柄+場所+発注日時+登録N.O.

3/9頁v8
出力日: 2018年8月8日 時間: 16:29:02

No.	約定日付	商品名	場面	限月	新規	既存	引取	約定金額(税込)	手数料	託玉	回数	売買	買戻	差引損益(税込)	差引損益(税込)合計
91	2012/08/15	東京支店	支店	2013/05	75	2012/08/14	12:41	28760	1,438,000	1	1	-	-	38	31
92	2012/08/15	東京支店	支店	2013/05	76	2012/08/14	12:41	28760	1,438,000	1	1	-	-	38	30
93	2012/08/15	東京支店	支店	2013/05	77	2012/08/14	12:41	28760	1,438,000	1	1	-	-	38	29
94	2012/08/15	東京支店	支店	2013/05	74	2012/08/14	12:41	28760	1,438,000	1	1	-	-	38	28
95	2012/08/15	東京支店	支店	2013/07	14	2012/08/14	12:41	28760	1,438,000	1	1	-	-	38	28
96	2012/08/16	東京支店	支店	2013/06	12	46	2013/06	4093	12,279,000	3	3	-	-	51	28
97	2012/08/16	東京支店	支店	2013/06	12	46	2013/06	4093	8,186,000	2	2	-	-	53	28
98	2012/08/16	東京支店	支店	2013/06	12	46	2013/04	4093	8,186,000	2	2	-	-	55	28
99	2012/08/16	東京支店	支店	2013/06	12	46	2013/04	4093	4,093,000	1	1	-	-	56	28
100	2012/08/16	東京支店	支店	2013/06	12	46	2013/04	3563	1,791,500	1	1	-	-	56	29
101	2012/08/16	東京支店	支店	2013/06	12	46	2013/04	3563	3,583,000	3	3	-	-	56	29
102	2012/08/16	東京支店	支店	2013/06	12	46	2013/04	3563	5,374,500	3	3	-	-	56	34
103	2012/08/16	東京支店	支店	2013/06	12	46	2013/04	3563	1,791,500	1	1	-	-	56	35
104	2012/08/16	東京支店	支店	2013/06	12	46	2013/04	3563	1,791,500	1	1	-	-	56	36
105	2012/08/16	東京支店	支店	2013/06	12	47	2013/09	27750	13,875,000	10	10	-	-	56	46
106	2012/08/16	東京支店	支店	2013/06	12	47	2013/09	27730	2,773,000	2	2	-	-	56	48
107	2012/08/16	東京支店	支店	2013/06	12	47	2013/09	27740	2,774,000	2	2	-	-	56	50
108	2012/08/16	東京支店	支店	2013/06	12	47	2013/09	27740	8,322,000	6	6	-	-	56	50
109	2012/08/17	東京支店	支店	2013/06	54	2012/08/14	12:31	3717	1,858,500	1	1	-	-	56	56
110	2012/08/17	東京支店	支店	2013/06	55	2012/08/14	12:31	3716	3,715,000	1	1	-	-	56	56
111	2012/08/17	東京支店	支店	2013/06	56	2012/08/14	12:31	3717	7,434,000	1	1	-	-	56	56
112	2012/08/17	東京支店	支店	2013/06	57	2012/08/14	12:31	3716	1,858,000	1	1	-	-	56	56
113	2012/08/17	東京支店	支店	2013/06	59	2012/08/14	12:31	416	70,482,000	17	17	-	-	48	39
114	2012/08/20	東京支店	支店	2013/06	11	2012/07/30	13:01	416	4,446,000	1	1	-	-	38	65
115	2012/08/20	東京支店	支店	2013/06	23	2012/08/08	09:01	416	4,446,000	1	1	-	-	38	65
116	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	454	20	770,000	5	5	48	43	-	-	56	48
117	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	454	20	770,000	5	5	48	44	-	-	56	48
118	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	454	24	924,000	6	6	48	50	-	-	56	48
119	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	454	20	770,000	5	5	48	61	-	-	56	48
120	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	99	2012/08/16	12:41	3801	1,900,500	1	1	-	-	48	60
121	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	99	2012/08/16	12:41	3801	3,803,000	2	2	-	-	48	58
122	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	99	2012/08/16	12:41	3801	5,701,500	3	3	-	-	48	55
123	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	99	2012/08/16	12:41	3801	1,900,500	1	1	-	-	48	54
124	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	99	2012/08/16	12:41	3801	1,900,500	1	1	-	-	48	53
125	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	99	2012/08/16	12:41	3801	1,481,500	1	1	-	-	48	52
126	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	99	2012/08/16	12:41	3801	1,481,000	1	1	-	-	48	51
127	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	99	2012/08/16	12:41	3801	1,482,500	1	1	-	-	48	50
128	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	99	2012/08/16	12:41	3801	1,480,500	1	1	-	-	48	49
129	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	100	2012/08/16	12:41	3801	1,900,500	1	1	-	-	48	47
130	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	100	2012/08/16	12:41	3801	2,960,000	2	2	-	-	48	46
131	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	100	2012/08/16	12:41	3801	1,480,000	1	1	-	-	48	45
132	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	100	2012/08/16	12:41	3801	1,480,000	1	1	-	-	48	45
133	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	100	2012/08/16	12:41	3801	1,480,000	1	1	-	-	48	45
134	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	100	2012/08/16	12:41	3801	2,822,000	2	2	-	-	48	45
135	2012/08/20	東京支店	支店	2013/04	100	2012/08/16	12:41	3801	1,411,500	1	1	-	-	48	46

建玉分析表

金銭柄

特定売買判定方法バージン(金件に判定)ア付有、不0、並複有、商品単独、限月無視、合算:無し ソト:約定日+商品銘柄+場所+発注日時+登録No。

4/9真v8
出力日:2018年8月8日 時間:16:29:02

No.	約定日付	商品名	場所	限月	新規	断続	現券引	定期	約定金額(元)	約定期数(月)	支票	託玉	回数	売却	買入	差引損益金額(手数料)	差引損益金額(手数料)	
136	2012/08/20	東収券	ヨーク	0/08	2013/09	-	-	28230	1,411,500	-	-	-	1	-48	-47	-	-	
137	2012/08/20	東収券	ヨーク	0/08	2013/09	-	-	28230	4,234,500	-	-	-	3	-48	-50	-	-	
138	2012/08/20	東収券	ヨーク	0/08	2013/09	-	-	28230	1,411,500	-	-	-	1	-48	-51	-	-	
139	2012/08/20	東収券	ヨーク	0/08	2013/09	-	-	28230	1,411,500	-	-	-	1	-48	-52	-	-	
140	2012/08/20	東収券	ヨーク	0/08	2013/09	-	-	28230	1,411,500	-	-	-	1	-48	-53	-	-	
141	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	115	2012/08/20	12:31	4146	20,730,000	5	出	-	1	-48	-48	-40,000	-99,000
142	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	-	-	3832	1,915,500	-	-	-	1	-48	-49	-	-143,950	
143	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	-	-	3832	1,916,000	-	-	-	2	-48	-52	-	-3,551,270	
144	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	-	-	3831	5,745,500	-	-	-	3	-48	-55	-	-	
145	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	-	-	3832	5,748,000	-	-	-	4	-48	-58	-	-	
146	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	-	-	28650	14,325,000	10	出	-	48	-48	-46	-66,000	-380,700	
147	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	105	2012/08/16	12:41	28660	2,866,000	2	出	-	48	-48	-46	-93,000	-13,200
148	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	106	2012/08/16	12:41	28660	2,867,000	2	出	-	48	-48	-44	-93,000	-13,200
149	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	107	2012/08/16	12:41	28670	2,867,000	2	出	-	48	-48	-38	-276,000	-39,600
150	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	108	2012/08/16	12:41	28660	8,598,000	6	出	-	48	-48	-36	-42,000	-13,200
151	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	134	2012/08/20	10:01	28640	8,864,000	2	出	-	48	-48	-29	-21,000	-6,600
152	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	135	2012/08/20	10:01	28650	1,432,500	1	出	-	48	-48	-35	-21,000	-6,600
153	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	136	2012/08/20	10:01	28640	1,432,000	1	出	-	48	-48	-34	-20,500	-6,600
154	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	137	2012/08/20	10:01	28650	4,297,500	3	出	-	48	-48	-31	-63,000	-19,800
155	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	138	2012/08/20	10:01	28650	1,432,500	1	出	-	48	-48	-30	-21,000	-6,600
156	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	139	2012/08/20	10:01	28650	1,432,500	1	出	-	48	-48	-29	-21,000	-6,600
157	2012/08/21	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	140	2012/08/20	10:01	28640	1,432,000	1	出	-	48	-48	-28	-20,500	-6,600
158	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	141	2012/08/20	12:31	4185	4,185,000	1	出	-	48	-48	-27	-31,000	-19,800
159	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	142	2012/08/20	12:31	4185	4,185,000	1	出	-	48	-48	-21	-186,000	-118,800
160	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	143	2012/08/20	12:31	4185	25,110,000	6	出	-	48	-48	-15	-186,000	-118,800
161	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	144	2012/08/20	12:31	4185	25,110,000	6	出	-	48	-48	-15	-186,000	-118,800
162	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	145	2012/08/21	10:11	3866	1,934,000	1	出	-	48	-48	-10	-155,000	-99,000
163	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	143	2012/08/21	10:11	3866	1,934,000	1	出	-	48	-48	-9	-18,500	-12,400
164	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	144	2012/08/21	10:11	3865	3,868,000	2	出	-	48	-48	-6	-36,000	-24,800
165	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	145	2012/08/21	10:11	3866	5,802,000	3	出	-	48	-48	-3	-55,500	-37,200
166	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	146	2012/08/21	10:11	3866	5,802,000	3	出	-	48	-48	-0	-54,000	-37,200
167	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	147	2012/08/21	10:11	3865	1,7338,000	-	出	-	12	-48	-12	-18	-
168	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	148	2012/08/21	10:11	3865	8,766,000	-	出	-	6	-48	-18	-	-
169	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	149	2012/08/21	10:11	3865	1,461,000	-	出	-	1	-48	-19	-	-
170	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	150	2012/08/22	12:31	29220	16,071,000	12	生	-	11	-48	-30	-	-79,200
171	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	151	2012/08/22	12:31	29200	17,520,000	6	生	-	48	-48	-18	-18,000	-79,200
172	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	152	2012/08/22	12:31	29200	8,760,000	6	生	-	48	-48	-12	-6,000	-39,600
173	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	153	2012/08/22	12:31	29180	1,459,000	1	生	-	48	-48	-11	-2,000	-72,600
174	2012/08/22	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	154	2012/08/22	12:31	29170	15,043,500	11	生	-	48	-48	-0	-27,500	-72,600
175	2012/08/23	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	155	2012/08/23	09:11	4191	20,955,000	-	新	-	5	-48	-5	-	-103,730
176	2012/08/23	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	156	2012/08/23	09:11	4191	37,719,000	-	新	-	9	-48	-14	-	-103,730
177	2012/08/23	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	157	2012/08/23	09:11	4191	16,764,000	-	新	-	4	-48	-18	-	-86,050
178	2012/08/24	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	158	2012/08/23	09:11	4229	21,145,000	-	新	-	13	-48	-48	-	-57,7940
179	2012/08/24	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	159	2012/08/23	09:11	4229	38,061,000	9	新	-	4	-48	-4	-	-154,890
180	2012/08/24	東工一金	ヨーク	0/12	2013/06	160	2012/08/24	09:11	4229	16,916,000	4	新	-	48	-48	-0	-162,000	-79,200

建玉分析表

金銘柄

5/9真v8

出力日:2018年8月8日 時間:16:25:02

特定売買判定方法:Wターゲット(金件に判定) 7件以上、不0、重複有、商品単独、限月無視、合算:無し ソト:約定日+商品銘柄+場所+発注日時+登録NO。

No.	約定日付	商品名	場所	限月	新規規約引	他取引	約定金額	委託手数料	差引損益金差引損益率	差引損益金差引損益率	回済数	差異	支票	未引渡金額	
181	2012/08/24	東工一金	13:18	2013/04		4222	21,110,000				5	48	5		
182	2012/08/24	東工一金	13:18	2013/04		4222	4,222,000				1	48	6		
183	2012/08/24	東工一金	13:18	2013/04		4221	8,442,000				2	48	8		
184	2012/08/24	東工一金	13:18	2013/04		4221	8,442,000				2	48	10		
185	2012/08/24	東工一金	13:18	2013/04		4222	33,776,000				8	48	18		
186	2012/08/24	東工一金	13:18	2013/04		4222	16,888,000				4	48	22		
187	2012/08/24	東工一金	13:18	2013/04		4222	16,888,000				4	48	26		
188	2012/08/24	東工一金	13:18	2013/04		4222	4,222,000				1	48	27		
189	2012/08/24	東工一金	13:18	2013/04		4222	4,222,000				1	48	28		
190	2012/08/24	東工一金	13:17	2013/06		3922	3,922,000				50	28			
191	2012/08/24	東工一金	13:17	2013/06		3921	13,723,500				57	28			
192	2012/08/24	東工一金	13:17	2013/06		3921	1,960,500				58	28			
193	2012/08/24	東工一金	13:17	2013/06		3921	19,605,000				68	28			
194	2012/08/24	東工一金	09:48	2013/07	37	2012/08/13 13:0	28840	1,442,000			1	67	28	18,000	6,600
195	2012/08/24	東工一金	09:48	2013/07	38	2012/08/13 13:0	28830	1,441,500			1	66	28	18,500	6,600
196	2012/08/24	東工一金	09:48	2013/07	39	2012/08/13 13:0	28830	1,441,500			1	65	28	18,500	6,600
197	2012/08/24	東工一金	09:48	2013/07	40	2012/08/13 13:0	28830	1,441,500			1	64	28	18,500	6,600
198	2012/08/24	東工一金	09:48	2013/07	41	2012/08/13 13:0	28830	4,326,000			3	61	28	54,000	19,800
199	2012/08/24	東工一金	09:48	2013/07	42	2012/08/13 13:0	28830	4,324,500			3	58	28	57,000	19,800
200	2012/08/24	東工一金	09:48	2013/07	43	2012/08/13 13:0	28830	1,441,500			1	57	28	18,500	6,600
201	2012/08/24	東工一金	09:48	2013/07	44	2012/08/13 13:0	28830	4,327,500			3	54	28	52,500	19,800
202	2012/08/24	東工一金	09:48	2013/07	45	2012/08/13 13:0	28830	1,442,500			1	53	28	17,500	6,600
203	2012/08/24	東工一金	09:48	2013/07	46	2012/08/13 13:0	28830	1,442,500			1	52	28	17,500	6,600
204	2012/08/24	東工一金	09:48	2013/07	47	2012/08/13 13:0	28830	1,442,500			1	50	28	17,500	6,600
205	2012/08/24	東工一金	09:48	2013/07	48	2012/08/13 13:0	28830	1,441,000			1	49	28	17,500	6,600
206	2012/08/24	東工一金	09:48	2013/07	49	2012/08/13 13:0	28830	1,442,500			1	48	28	17,500	6,600
207	2012/08/24	東工一金	09:48	2013/07	50	2012/08/13 13:0	28830	1,442,500			10	38	28	75,000	66,000
208	2012/08/24	東工一金	09:48	2013/07	95	2012/08/15 14:1	28830	14,425,000			10	38	28	-75,000	-66,000
209	2012/08/27	東工一金	09:24	2013/04	181	2012/08/24 13:0	4250	2,250,000			38	23	140,000	99,000	
210	2012/08/27	東工一金	09:24	2013/04	182	2012/08/24 13:0	4250	4,250,000			38	22	28,000	19,800	
211	2012/08/27	東工一金	09:24	2013/04	183	2012/08/24 13:0	4250	8,500,000			20	58,000	39,600	16,420	2,214,930
212	2012/08/27	東工一金	09:24	2013/04	184	2012/08/24 13:0	4250	8,500,000			38	18	58,000	39,600	16,420
213	2012/08/27	東工一金	09:24	2013/04	185	2012/08/24 13:0	4250	17,000,000			38	14	112,000	79,200	28,840
214	2012/08/27	東工一金	09:24	2013/04	187	2012/08/24 13:0	4249	16,996,000			38	10	106,000	79,200	24,840
215	2012/08/27	東工一金	09:24	2013/04	188	2012/08/24 13:0	4249	4,249,000			38	9	27,000	19,800	6,210
216	2012/08/27	東工一金	09:24	2013/04	189	2012/08/24 13:0	4249	4,249,000			38	8	27,000	19,800	6,210
217	2012/08/27	東工一金	09:27	2013/04	185	2012/08/24 13:0	4249	33,992,000			38	0	216,000	158,400	49,680
218	2012/08/27	東工一金	14:30	2013/04		4257	75,626,000				18	38	18		
219	2012/08/27	東工一金	09:24	2013/04		3957	1,978,500				1	38	19		
220	2012/08/27	東工一金	09:24	2013/04		3957	3,957,000				2	38	21		
221	2012/08/27	東工一金	09:24	2013/04		3957	1,978,500				1	38	22		
222	2012/08/27	東工一金	09:24	2013/04		3957	1,978,500				1	38	23		
223	2012/08/27	東工一金	09:24	2013/04		3957	1,978,500				1	38	24		
224	2012/08/27	東工一金	09:24	2013/04		3957	1,978,500				1	38	25		
225	2012/08/27	東工一金	09:24	2013/04		3957	1,978,500				1	38	26		

建玉分析表

金銘柄

特定売買判定方法:ルール1 (金件に判定) すべて有、不0、並換有、商品単独、限月無視、合算・無し サト:約定日+商品銘柄+場所+発注日時+登録NO

出力日:2018年8月8日 時間:16:29:00
6/ 9頁y8

No.	約定期日付	商品名	場所	限月	新規取引	値段	約定金額(税込)	託玉	回数	売却	未賃貸益金額(税込)	差引損益金額(税込)		
225	2012/08/21	東工	一白金	09/24	2013/04	3957	5,935,500		3	38	29			
227	2012/08/21	東工	二白金	09/24	2013/04	3957	1,978,500		1	38	30			
228	2012/08/21	東工	二白金	09/24	2013/04	3957	1,978,500		1	38	31			
229	2012/08/21	東工	二白金	09/24	2013/04	3957	1,978,500		1	38	32			
230	2012/08/21	東工	二白金	09/24	2013/04	3957	1,978,500		1	38	33			
231	2012/08/21	東工	二白金	09/24	2013/04	3957	1,978,500		1	38	34			
232	2012/08/21	東工	二白金	09/24	2013/04	3957	1,978,500		1	38	35			
233	2012/08/21	東工	二白金	09/24	2013/04	3957	1,978,500		1	38	36			
234	2012/08/21	東工	二白金	09/24	2013/04	3957	1,978,500		1	38	37			
235	2012/08/21	東工	二白金	09/24	2013/04	3957	1,978,500		1	38	38			
236	2012/08/21	東工	二白金	09/24	2013/04	218	3,957,500		1	38	38			
237	2012/08/23	東工	二白金	12/28	2013/08	4214	75,852,000	18仕	20	-774,000	3556,400	-1,148,220		
238	2012/08/23	東工	二白金	12/28	2013/08	4225	8,450,000		2	38	24			
239	2012/08/23	東工	二白金	12/28	2013/08	4225	8,450,000		2	38	26			
240	2012/08/23	東工	二白金	12/28	2013/08	4225	8,450,000		2	38	28			
241	2012/08/23	東工	二白金	12/28	2013/08	4225	8,450,000		2	38	30			
242	2012/08/23	東工	二白金	12/28	2013/08	4225	8,450,000		2	38	32			
243	2012/08/23	東工	二白金	12/28	2013/08	4225	8,450,000		2	38	34			
244	2012/08/23	東工	二白金	12/28	2013/08	4225	8,450,000		2	38	36			
245	2012/08/23	東工	二白金	12/28	2013/08	4225	8,450,000		2	38	38			
246	2012/08/25	東工	一白金	02/27	2013/04	3859	1,929,500	1仕	38	37	-49,000	12,400	-62,020	
247	2012/08/25	東工	一白金	02/27	2013/04	220	2012/08/27 09:21	3,858,000	2仕	38	35	-99,000	24,800	-125,040
248	2012/08/25	東工	一白金	02/27	2013/04	220	2012/08/27 09:21	3,858,000	1仕	38	34	-49,500	12,400	-62,520
249	2012/08/25	東工	一白金	02/27	2013/04	222	2012/08/27 09:21	3,858,000	1仕	38	33	-49,500	12,400	-62,520
250	2012/08/29	東工	一白金	02/27	2013/04	223	2012/08/27 09:21	3,858,000	1仕	38	32	-49,500	12,400	-62,520
251	2012/08/29	東工	一白金	02/27	2013/04	224	2012/08/27 09:21	3,858,000	1仕	38	31	-49,500	12,400	-62,520
252	2012/08/29	東工	一白金	02/27	2013/04	225	2012/08/27 09:21	3,858,000	1仕	38	30	-49,500	12,400	-62,520
253	2012/08/29	東工	一白金	02/27	2013/04	226	2012/08/27 09:21	3,858,000	3仕	38	27	-168,500	37,200	-187,560
254	2012/08/29	東工	一白金	02/27	2013/04	227	2012/08/27 09:21	3,858,000	1仕	38	26	-49,500	12,400	-62,520
255	2012/08/29	東工	一白金	02/27	2013/04	228	2012/08/27 09:21	3,858,000	1仕	38	25	-49,500	12,400	-62,520
256	2012/08/29	東工	一白金	02/27	2013/04	229	2012/08/27 09:21	3,858,000	1仕	38	24	-49,500	12,400	-62,520
257	2012/08/29	東工	一白金	02/27	2013/04	230	2012/08/27 09:21	3,858,000	1仕	38	23	-49,500	12,400	-62,520
258	2012/08/29	東工	一白金	02/27	2013/04	231	2012/08/27 09:21	3,858,000	1仕	38	22	-49,500	12,400	-62,520
259	2012/08/29	東工	一白金	02/27	2013/04	232	2012/08/27 09:21	3,858,000	1仕	38	21	-49,500	12,400	-62,520
260	2012/08/29	東工	一白金	02/27	2013/04	233	2012/08/27 09:21	3,858,000	1仕	38	20	-49,500	12,400	-62,520
261	2012/08/29	東工	一白金	02/27	2013/04	234	2012/08/27 09:21	3,858,000	1仕	38	19	-49,500	12,400	-62,520
262	2012/08/29	東工	一白金	02/27	2013/04	235	2012/08/27 09:21	3,858,000	1仕	38	18	-49,500	12,400	-62,520
263	2012/08/30	東工	一白金	03/02	2013/08	237	2012/08/29 12:21	4,199,800	2仕	38	16	-32,000	39,600	-93,580
264	2012/08/30	東工	一白金	03/02	2013/08	238	2012/08/29 12:21	4,199,800	2仕	38	14	-32,000	39,600	-93,580
265	2012/08/30	東工	一白金	03/02	2013/08	239	2012/08/29 12:21	4,199,800	2仕	38	12	-32,000	39,600	-93,580
266	2012/08/30	東工	一白金	03/02	2013/08	240	2012/08/29 12:21	4,199,800	2仕	38	10	-32,000	39,600	-93,580
267	2012/08/30	東工	一白金	03/02	2013/08	241	2012/08/29 12:21	4,199,800	2仕	38	8	-32,000	39,600	-93,580
268	2012/08/30	東工	一白金	03/02	2013/08	242	2012/08/29 12:21	4,199,800	2仕	38	6	-32,000	39,600	-93,580
269	2012/08/30	東工	一白金	03/02	2013/08	243	2012/08/29 12:21	4,199,800	2仕	38	4	-32,000	39,600	-93,580
270	2012/08/30	東工	一白金	03/02	2013/08	244	2012/08/29 12:21	4,199,800	2仕	38	2	-32,000	39,600	-93,580

玉 分 析 表

金銭柄

7/9頁v8

特定売買判定方法:バターン (金件に判定) なければ、不0、並扱有、商品単独、限月無視、合算・無し ソル:約定日+商品名柄+号節+発注日時+登録No

No.	約定期日付	商品名	場所	限月	新規 提 引	既規 提 引	値段	約定期間 数	完差 額	託 玉	回置数	貰残	売買指益金委託手数料	差引 損益金差引 損益累計額	回置日取不	
271	2012/08/30	取工一金	0	0:42	2013/08	245	2012/08/29 12:24	4199	8,398,000		2	38	0	-32,000	-93,600	不
272	2012/08/30	取工一白金	0	0:43	2013/08			3878	3,878,000		2	38	2	-32,000	-5,323,070	不
273	2012/08/30	取工二白金	0	0:43	2013/08			3878	1,939,000		1	38	3			不
274	2012/08/30	取工二白金	0	0:43	2013/08			3878	3,878,000		2	38	5			不
275	2012/08/30	取工二白金	0	0:43	2013/08			3878	9,695,000		5	38	10			不
276	2012/08/30	取工一金	0	0:43	2013/08			3878	19,390,000		10	38	20			不
277	2012/08/31	取工一金	0	0:44	2013/08			4195	37,755,000		9	38	29			不
278	2012/08/31	取工一金	0	0:44	2013/08			4195	4,195,000		1	38	30			不
279	2012/08/31	取工一金	0	0:44	2013/08			4195	33,560,000		8	38	38			不
280	2012/08/31	取工一白金	0	0:44	2013/08	272	2012/08/30 10:44	3817	3,917,000		2	38	36	-61,600	24,800	不
281	2012/08/31	取工一白金	0	0:44	2013/08	273	2012/08/30 10:45	3817	1,908,500		1	38	35	-30,500	12,400	不
282	2012/08/31	取工一白金	0	0:44	2013/08	274	2012/08/30 10:45	3818	3,818,000		2	38	33	-60,000	24,800	不
283	2012/08/31	取工一白金	0	0:44	2013/08	275	2012/08/30 10:45	3817	9,542,500		5	38	28	-152,500	62,000	不
284	2012/08/31	取工一白金	0	0:44	2013/08	276	2012/08/30 10:45	3817	19,085,000		0	38	18	-305,000	124,000	不
285	2012/09/03	取工一金	0	0:44	2013/08	277	2012/08/31 10:04	4253	38,322,000		9	38	9	537,000	178,200	不
286	2012/09/03	取工一金	0	0:44	2013/08	278	2012/08/31 10:04	4253	4,258,000		1	38	8	63,000	19,800	不
287	2012/09/03	取工一金	0	0:44	2013/08	279	2012/08/31 10:04	4253	34,064,000		8	38	0	504,000	188,400	不
288	2012/09/03	取工一白金	0	0:44	2013/06	190	2012/08/24 13:11	3908	3,908,000		8	36	0	14,000	24,800	不
289	2012/09/03	取工一白金	0	0:44	2013/06	191	2012/08/24 13:11	3907	13,674,500		1	36	0	49,000	86,800	不
290	2012/09/03	取工一白金	0	0:44	2013/06	192	2012/08/24 13:11	3907	1,953,500		1	28	0	7,000	12,400	不
291	2012/09/03	取工一白金	0	0:44	2013/06	193	2012/08/24 13:11	3908	19,540,000		1	10	0	65,000	124,000	不
292	2012/09/04	取工一白金	0	0:45	2013/06	96	2012/08/16 12:44	4284	12,852,000		8	35	15	-53,000	59,400	不
293	2012/09/04	取工一白金	0	0:45	2013/06	97	2012/08/16 12:44	4285	64,275,000		15	15	0	-635,370	-6,193,460	不
294	2012/09/11	取工一金	0	0:45	2013/08			4365	39,285,000		9	15	24			不
295	2012/09/14	取工一金	0	0:45	2013/08	293	2012/09/04 12:44	4427	66,405,000		15	15	0	2,130,000	297,000	不
296	2012/09/14	取工一金	0	0:45	2013/08	294	2012/09/11 12:55	4427	39,843,000		9	15	0	568,000	178,200	不
297	2012/09/14	取工一金	0	0:45	2013/08			4426	17,704,000		4	22	0			不
298	2012/09/14	取工一金	0	0:45	2013/08			4426	13,278,000		3	22	0			不
299	2012/09/14	取工一金	0	0:45	2013/06	99	2012/09/04 12:44	4426	8,852,000		2	24	0	-818,000	39,600	不
300	2012/09/19	取工一金	0	0:46	2013/06	97	2012/08/16 12:44	4517	9,034,000		2	22	0	-818,000	39,600	不
301	2012/09/19	取工一金	0	0:46	2013/06	98	2012/08/16 12:44	4517	9,034,000		2	20	0	-818,000	39,600	不
302	2012/09/19	取工一金	0	0:46	2013/06	99	2012/09/14 09:21	4517	18,068,000		4	16	0	-334,000	79,200	不
303	2012/09/19	取工一金	0	0:46	2013/06	99	2012/09/14 09:21	4517	13,551,000		3	13	0	-273,000	59,400	不
304	2012/09/19	取工一金	0	0:46	2013/06	99	2012/09/14 09:21	4517	9,034,000		2	11	0	-182,000	39,600	不
305	2012/10/05	取工一金	0	0:47	2013/06	100	2012/09/14 09:21	4520	49,720,000		11	11	11	-223,580	-6,189,690	不
306	2012/10/05	取工一金	0	0:47	2013/06	100	2012/09/14 09:21	4520	13,593,000		3	11	14	-910,000	-39,600	不
307	2012/10/05	取工一金	0	0:47	2013/06	51	2012/08/14 09:44	4527	9,054,000		2	9	14	-156,000	19,800	不
308	2012/10/05	取工一金	0	0:47	2013/06	52	2012/08/14 09:44	4528	4,528,000		1	8	14	-476,790	-8,218,060	不
309	2012/10/10	取工一金	0	0:47	2013/06	99	2012/09/19 13:14	4442	26,652,000		6	11	14	-759,000	217,800	不
310	2012/10/10	取工一金	0	0:47	2013/06	100	2012/10/05 12:44	4451	48,961,000		3	14	3	-240,000	59,400	不
311	2012/10/10	取工一金	0	0:47	2013/06	100	2012/10/05 12:44	4451	13,353,000		3	14	0	-216,000	118,800	不
312	2012/10/15	取工一金	0	0:47	2013/06	309	2012/10/09:11	4406	26,436,000		6	8	8	-9,416,860	-9,416,860	不
313	2012/10/15	取工一金	0	0:47	2013/06	309	2012/10/15 12:44	4408	8,816,000		3	8	5	-	-	不
314	2012/10/15	取工一金	0	0:47	2013/06	309	2012/10/15 12:44	4408	13,224,000		2	8	8	-	-	不
315	2012/10/15	取工一金	0	0:47	2013/06	309	2012/10/15 12:44	4408	13,224,000		3	8	8	-	-	不

玉 分 析 表

特定売買判定方法:ルール1 (金件に判定) すべて有、不0、並沒有、商品単独、限月無視、合算:無し リスト:約定日+商品名柄+場所+発注日時+登録No

8/9頁18
出力日:2018年8月8日 時間:16:29:02

金銭柄

No.	約定日付	商品名	端節	限月	新規	既存	規 約	引 用	値段	約定金額(税込)	未支 払	支 払	回観数	売残	買残	売買摘要	差引 値段	差引 金額
316	2012/10/17	取工一金	09:52	2013/08	313	2012/10/15	09:34		4447	13,341,000	3			8	5	117,000	充買摘要	
317	2012/10/17	取工一金	10:52	2013/06					4444	13,332,000	3			11	5			
318	2012/10/18	取工一金	10:59	2013/08					4468	26,808,000				6	11			
319	2012/10/26	取工一金	13:05	2013/08					4407	22,035,000	8			5	11	16		
320	2012/10/26	取工一金	13:05	2013/08					4407	22,035,000	8			5	11	21		
321	2012/10/26	取工一金	13:06	2013/08					4053	16,212,000				48	21			
322	2012/10/26	取工一金	13:06	2013/08					4053	4,053,000	2			41	21			
323	2012/10/26	取工一金	13:06	2013/08					4053	20,265,000	10			3	21			
324	2012/10/29	取工一金	13:20	2013/10					4407	88,140,000	20			51	21			
325	2012/10/29	取工一金	13:20	2013/08	321	2012/10/26	13:04		4006	16,024,000				8	21			
326	2012/10/29	取工一金	13:20	2013/08	322	2012/10/26	13:04		4006	4,006,000				2	41			
327	2012/10/30	取工一金	11:06	2013/10					4391	30,737,000	7			48	21			
328	2012/10/30	取工一金	12:42	2013/06	53	2012/08/14	09:44		4391	30,737,000				7	41			
329	2012/10/30	取工一金	12:42	2013/06	99	2012/08/16	12:44		4391	4,391,000				1	40			
330	2012/10/30	取工一金	12:42	2013/06	317	2012/10/17	09:54		4392	13,176,000				1	37			
331	2012/10/30	取工一金	12:42	2013/08					4394	4,394,000				2	37			
332	2012/10/30	取工一金	12:42	2013/08					4394	8,788,000				2	37			
333	2012/10/30	取工一金	12:42	2013/08					4394	8,788,000				2	37			
334	2012/10/30	取工一金	12:42	2013/08					4394	8,788,000				2	37			
335	2012/10/30	取工一金	12:42	2013/08					4394	4,394,000				1	37			
336	2012/10/30	取工一金	12:42	2013/08					4394	8,788,000				2	37			
337	2012/10/31	取工一金	11:06	2013/10					4391	17,564,000	4			41	31			
338	2012/10/31	取工一金	11:06	2013/10					3998	3,998,000				2	41			
339	2012/10/31	取工一金	11:06	2013/10					3998	1,999,000				1	41			
340	2012/10/31	取工一金	11:06	2013/10					3997	3,997,000				2	41			
341	2012/10/31	取工一金	11:06	2013/10					3998	9,995,000				5	41			
342	2012/11/02	取工一金	12:42	2013/10	338	2012/10/31	11:04		4060	4,060,000	2			41	39			
343	2012/11/02	取工一金	12:42	2013/10	339	2012/10/31	11:04		4060	2,030,000	1			41	38			
344	2012/11/02	取工一金	12:42	2013/10	340	2012/10/31	11:04		4060	4,060,000	2			41	36			
345	2012/11/02	取工一金	12:42	2013/10	341	2012/10/31	11:04		4060	10,150,000	5			41	31			
346	2012/11/05	取工一金	12:50	2013/08	323	2012/10/26	13:04		4023	20,115,000				10	31			
347	2012/11/09	取工一金	12:45	2013/08	319	2012/10/26	13:04		4447	22,235,000	5			31	26			
348	2012/11/09	取工一金	12:45	2013/08	320	2012/10/26	13:04		4447	22,235,000	5			31	21			
349	2012/11/09	取工一金	12:45	2013/08	331	2012/10/30	12:44		4447	4,447,000	1			3	20			
350	2012/11/09	取工一金	12:45	2013/08	332	2012/10/30	12:44		4447	8,894,000	2			3	18			
351	2012/11/09	取工一金	12:45	2013/08	333	2012/10/30	12:44		4447	8,894,000	2			3	16			
352	2012/11/12	取工一金	12:32	2013/08					4445	13,335,000				3	19			
353	2012/11/12	取工一金	12:32	2013/08					4445	13,335,000				3	19			
354	2012/11/12	取工一金	12:32	2013/08					4445	40,005,000				9	31			
355	2012/11/13	取工一金	12:36	2013/08	324	2012/10/29	13:24		4413	88,260,000				20	11			
356	2012/11/13	取工一金	12:36	2013/08	337	2012/10/31	11:06		4413	17,652,000				4	7			
357	2012/11/14	取工一金	12:36	2013/08	327	2012/10/30	11:04		4413	30,891,000				7	0			
358	2012/11/14	取工一金	12:51	2013/07					4430	31,910,000	7			7	31			
359	2012/11/14	取工一金	12:51	2013/07					4429	35,432,000	8			15	31			
360	2012/11/14	取工一金	12:51	2013/07					4429	13,287,000	3			18	31			

表析分分玉建

全蜀王

三

出力日:2018年8月8日 時間:16:29:02 9 / 9 頁

No.	预定日付	商品名	規格	数量	新規差引		既定差引		回賃数		売買数		売買額		売買損益		委託手数料		差引損益金差引手数料			
					販	購	販	購	販	購	販	購	販	購	販	購	販	購	販	購		
361	2012/1/14	東工一金	12.51	2013/10	4,429	4,429,000	1	1	25	31	19	31	150,420	12,163,440	225,630	11,937,810	91,260	11,846,550	178,420	11,668,130		
362	2012/1/14	東工一金	12.51	2013/10	4,429	26,574,000	6	6	31	31	25	31	288,000	59,400	216,000	118,800	220,000	39,600	19,800	89,210	11,578,920	
363	2012/1/14	東工一金	12.51	2013/10	4,430	26,580,000	6	6	31	31	26	31	216,000	216,000	18	220,000	39,600	170,000	19,800	178,420	11,668,130	
364	2012/1/19	東工一金	13.51	2013/08	314	2012/10/15	09:31	4504	9,008,000	2	2	31	29	192,000	39,600	150,420	12,163,440	225,630	11,937,810	91,260	11,846,550	
365	2012/1/19	東工一金	13.51	2013/08	315	2012/10/15	09:31	4504	13,512,000	3	3	31	26	288,000	59,400	216,000	118,800	220,000	39,600	19,800	89,210	11,578,920
366	2012/1/19	東工一金	13.51	2013/08	318	2012/10/18	10:55	4504	27,024,000	6	6	31	20	216,000	118,800	18	220,000	39,600	170,000	19,800	178,420	11,668,130
367	2012/1/19	東工一金	13.51	2013/08	334	2012/10/30	12:45	4504	9,008,000	2	2	31	18	220,000	39,600	170,000	19,800	178,420	11,668,130	91,260	11,846,550	
368	2012/1/19	東工一金	13.51	2013/08	335	2012/10/30	12:45	4504	4,504,000	1	1	31	17	110,000	39,600	170,000	19,800	178,420	11,668,130	91,260	11,846,550	
369	2012/1/19	東工一金	13.51	2013/08	336	2012/10/30	12:45	4504	9,008,000	2	2	31	15	220,000	39,600	170,000	19,800	178,420	11,668,130	91,260	11,846,550	
370	2012/1/19	東工一金	13.51	2013/08	352	2012/11/12	12:31	4503	13,503,000	3	3	31	12	174,000	59,400	170,000	19,800	178,420	11,668,130	91,260	11,846,550	
371	2012/1/19	東工一金	13.51	2013/08	353	2012/11/12	12:31	4504	13,512,000	3	3	31	9	177,000	59,400	170,000	19,800	178,420	11,668,130	91,260	11,846,550	
372	2012/1/19	東工一金	13.51	2013/08	354	2012/11/12	12:31	4504	40,536,000	9	9	31	0	531,000	178,200	170,000	19,800	178,420	11,668,130	91,260	11,846,550	
373	2012/1/19	東工一金	13.51	2013/10	358	2012/11/14	12:51	4503	31,773,000	7	7	31	0	763,000	138,600	170,000	19,800	178,420	11,668,130	91,260	11,846,550	
374	2012/1/19	東工一金	14.01	2013/10	4538	13,614,000	3	3	3	3	24	3	1	24	4	7	24	0	138,600	-908,530	11,738,880	
375	2012/1/20	東工一金	14.01	2013/08	4538	4,538,000	3	3	3	3	24	3	1	24	4	7	24	0	138,600	-908,530	11,738,880	
376	2012/1/20	東工一金	14.01	2013/08	4538	13,614,000	3	3	3	3	24	3	1	24	4	7	24	0	138,600	-908,530	11,738,880	
377	2012/1/20	東工一金	14.01	2013/08	4538	13,614,000	3	3	3	3	24	3	1	24	4	7	24	0	138,600	-908,530	11,738,880	
378	2012/1/20	東工一金	14.01	2013/08	4538	13,611,000	3	3	3	3	24	3	1	24	4	7	24	0	138,600	-908,530	11,738,880	
379	2012/1/20	東工一金	14.01	2013/08	4538	9,076,000	3	3	3	3	24	3	1	24	4	7	24	0	138,600	-908,530	11,738,880	
380	2012/1/20	東工一金	14.01	2013/08	4538	13,614,000	3	3	3	3	24	3	1	24	4	7	24	0	138,600	-908,530	11,738,880	
381	2012/1/20	東工一金	14.01	2013/08	4538	13,614,000	3	3	3	3	24	3	1	24	4	7	24	0	138,600	-908,530	11,738,880	
382	2012/1/20	東工一金	14.01	2013/08	4538	13,614,000	3	3	3	3	24	3	1	24	4	7	24	0	138,600	-908,530	11,738,880	
383	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/10	4635	37,080,000	8	8	16	24	0	24	-1,648,000	158,400	170,000	19,800	178,420	11,668,130	91,260	11,846,550		
384	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/10	4635	13,905,000	3	3	13	24	0	24	-618,000	59,400	206,000	19,800	206,000	0	19,800	-680,370	14,233,570	
385	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/10	4635	4,635,000	1	1	12	24	0	24	-206,000	59,400	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-225,790	14,460,360	
386	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/10	4635	27,810,000	6	6	6	24	0	24	-1,236,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,360,740	15,821,100	
387	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/10	4635	27,810,000	6	6	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
388	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
389	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
390	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
391	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
392	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
393	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
394	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
395	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
396	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
397	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
398	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
399	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
400	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
401	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
402	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
403	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
404	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
405	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
406	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
407	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
408	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
409	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
410	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
411	2012/1/26	東工一金	12.59	2013/08	4631	13,893,000	3	3	0	24	0	24	-1,230,000	118,800	236,000	19,800	236,000	0	19,800	-1,354,740	15,821,100	
412	2012/1/26	東工一金	12.59	2																		

差引強益計:	-2,592,000	手数料計: 12,236,000 (保全に対する手数料の割合: 79.25%) 手数料賃貸料合計: 12,847,800 (損金の手数料賃貸料合計: 5,592,000) 12,847,800
差引強益計:	-15,439,800	特定売買比率: 100.00% (仕取件数) 特定売買内訳: (新規138件、既存138件) (仕切138件の内: 日替4件、不採5件)

これは正本である。

平成30年11月8日

名古屋地方裁判所民事第6部

裁判所書記官 藤田大生